

令和3年第1回東大和市議会定例会会議録第4号

令和3年3月1日（月曜日）

出席議員（20名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	18番	東口正美君
19番	中間建二君	20番	大川元君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（1名）

17番 木戸岡秀彦君

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（36名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	鈴木菜穂美君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	社会教育部長	小俣学君
企画財政部副参事	藤本貴史君	公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君
財政課長	鈴木俊也君	総務管財課長	岩本尚史君

保険年金課長 岩野秀夫君
子育て支援課長 新海隆弘君
青少年課長 石川博隆君
福祉部副参事 石嶋洋平君
障害福祉課長 大法努君
環境課長 下村和郎君
都市計画課長 神山尚君
建築課長 中橋健君
学校教育部副参事 富田和己君

産業振興課長 小川泉君
保育課長 関田孝志君
福祉推進課長 嶋田淳君
生活福祉課長 川田貴之君
健康課長 志村明子君
ごみ対策課長 中山仁君
土木課長 寺島由紀夫君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
中央公民館長 佐伯芳幸君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 中野志乃夫君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。今回の一般質問に関しては、コロナ禍ということでありまして、個人の一般質問ではありますが、やまとみどりの会派の意向を踏まえた質問をさせていただきます。

まず1番目として、第五次東大和市地域福祉計画、第4章の4「福祉のまちづくりの推進」の（1）公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備についてに関して質問させていただきます。

まず①として、取組内容「①公共施設等の整備について、福祉のまちづくりの促進に努めます。」に関して、具体的にどのような取組がなされて来たのか。また、現在、行っているのかを伺います。

②、市庁舎及び庁舎敷地内における障害者への施設整備と今後の取組について伺うものです。

2番目として、第三次基本構想・第4章、まちづくりの目標の1、都市像について伺いいたします。

「多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに……」として、東大和市の特徴を踏まえたよく練られた内容となっている点は大変評価するものであります。ただし、この内容にさらに地域特性である「武蔵野」の視点を加えて、東大和市の特徴のある街としてブランド化する、新たなまちづくり戦略を深めていく必要があるのではないか、その点について伺いいたします。

この場での質問は以上です。再質に関しては自席から行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、第五次東大和市地域福祉計画に基づく、公共施設等の整備における福祉のまちづくりの促進の具体的な取組についてであります。近年の取組実績としましては、公共施設のトイレへの荷物置きを設置や、東京都の補助金を活用し、中央公民館における誘導ブロックの整備を行うなど、高齢の方や障害のある方などに配慮した整備を実施したところであります。

次に、市庁舎及び庁舎敷地内における障害者に配慮した施設整備の状況等についてであります。平成28年度に庁舎中庭の舗装改修工事と併せて視覚障害者のための誘導ブロックの更新工事を行いました。現在、庁舎北側の障害者用駐車場に隣接するタイルの一部が経年劣化したため、ちょこバスバス停の誘導ブロックの更新と併せた補修工事を行っております。また、身体内部に障害のある方、身体の不自由な方、妊産婦や乳幼児を連れている方を対象とした思いやり駐車区画を整備いたしました。今後は既存設備を大事に使い、適宜、施設の状況を確認しながら、更新時期に合わせて必要な整備を図ってまいります。

次に、「武蔵野」の視点を加えたまちづくり戦略についてであります。 「武蔵野」は広辞苑によりますと、

埼玉県川越以南、東京都府中までの間に広がる地域とされており、かつては随所に雑木林がある自然環境が豊かな土地であったと言われております。市内には狭山丘陵など、かつての武蔵野の面影をとどめる場所があり、この自然環境は市の魅力の一つであると認識しております。市の魅力であります多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然環境につきましては、引き続きその保全を図るとともに、市の特徴としまして情報発信をしまいたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○22番(中野志乃夫君) まずですね、最初の質問に関してですけども、今、国を挙げてといたしますかね、実際、今、開催云々が問題はされてますけども、オリンピック等に合わせて、やはりバリアフリーといたしますかね、そうした基本的なまちづくりそのものを国も率先して行うよう言っていて、いろんなことが、この間、進んできてる経過もあります。そうした中で、やはり公共施設がまず率先してですね、そうしたことに対処しなくちゃいけないのは当然自明のことなんですけど、この間、計画的にといたしますかね、いろいろな各分野に関わるものですから、その辺のことがどう連携されて進んでるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○福祉部長(田口茂夫君) 福祉部が中心となりまして、障害者の差別解消法などにおけます職員等への研修会の実施ですとか、また市民の皆様、また民間事業者の方々におきましても、研修会ですとかパネル展示、こういった事業を通しましてですね、総合的な周知を図っているというところでございます。

なお、施設整備におきましては、それぞれの施設を所管しているところがございますので、あと予算の関係などもございます。そういったところについては、ちょっと大変恐縮でございます。福祉部のほうで、そこをリーダーシップを取るといって自体が、なかなかできていないということは事実でございますが、差別解消法などのそういった趣旨につきましては、職員全体にも周知をしているという状況でございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 分かりました。

確かに予算が絡むことでもありますし、とりわけ国に関してはですね、そうしたユニバーサルデザイン等を含めて、各種補助金とかですね、いろいろお金も出してる関係もありますから、単純に福祉部だけの動きではない形、それはよく理解できます。それで、具体的にこの庁舎内、とりわけ庁舎内に関してのことなんですけども、やはりいろいろな各障害者団体の皆さんからですね、本当に東大和市が福祉に理解のあるそうした市であってほしい、またそうしたことでいろいろ取り組んでほしいという要望が多々あると思います。また、私もそういったことでいろんな指摘をされております。

その中で、この間、私も見てもですね、庁舎内、今まで庁舎をつくってから、中庭なんかいろいろタイルが壊れたりして、視覚障害者の方から特にですね、何とかしてほしいという声を受けて、大分改善はされてきたと思っております。ただ、まだいろいろちょこバスのほうの出入りに関して不十分だし、何とかしてほしいという団体からの要請もあるようなんですけども、その辺の経過についてはどのような対処をされてるのか、お聞きいたします。

○都市計画課長(神山 尚君) ちょこバスの関係についてお答えいたします。

視覚障害者の方からですね、ちょこバスの点字ブロックについて、点字の誘導ブロックについて何点が御要望を受けております。その中の1つとして、現在、ちょこバスのほうが、2台同時に市役所のバス停で正着いたしてございまして、その際、出発のときにですね、後ろのバスのほうが、今、先に出発するというようなダイ

ヤ構成になっている関係からですね、2台が結構、詰めないで開く、間隔をあけて止まるような形に今なっております、それに従いまして、ちょこバスの乗り口のところに、点字がちょっと一部、合っていないというような状況がございました。また、今1本しかですね、乗り口と降り口、両方、1つのバスであるんですけど、まだ1本しか合っていないような、そういう状況もございまして、その辺の改善を求められておりました。

私どものほうでも、ずっと気にはなっておったんですけど、ここで庁舎のほうのタイルのですね、古いタイルが危ないということで、更新の工事があるということを耳にいたしまして、ちょこバスのほうもですね、総務管財課のほうのちょっと御理解も得ながら、ちょこバスのほうの点字の誘導ブロックのほうの工事でもありますね、併せて行わせていただくということになっておりました、今、現に工事が進行しているというようなところでございます。

以上です。

○総務部長（阿部晴彦君） 庁舎及び庁舎の敷地内ということで、総務部のほうからも御答弁をさせていただきます。

今お話ありました庁舎の北側の正面玄関の誘導口でございますが、経年劣化で誘導ブロックが傷んでおりましたので、そちらについても更新、あるいは中庭のほうですね、そちらの誘導ブロックと周囲のブロックのような凹凸について、もっとはっきり差異が分かるようにしたほうが、より安全な整備だというようなことですね、御要望や御指摘を頂戴しているところでございます。

また現在ですね、市民ポスト、市長への手紙というようなことも通じて、利用者から御要望いただいたこと、また私どもも気にもなっていたんですが、改めて現地を確認したところ、タイルの劣化により危険だと判断いたしました、現在、工事を進めてるところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。これはですね、本当に障害者のためのということもありますけども、今はもう時代としてはバリアフリーといいますかね、ユニバーサルデザインという、どんどん、やはり誰でもが当たり前に使えて、利便性もできるような形のまちづくりが求められる時代になってます。それで、やはり個別障害者のためだというよりも、それはやっぱり全ての市民にとってもプラスになる改善策でもありますし、とりわけ最初の発端となってる各障害者団体のそういった要望に関して、やはりこれはきちっと前向きに取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと私が聞いたところで言うと、いろいろ要望はするけども、なかなかね、先ほどもちょっと答弁あったように、福祉部だけじゃ対応し切れない、庁舎内だと総務部も関わる。いろいろほかに関わって、なかなかその辺がちょっと話が進まないんじゃないか、進んでないんじゃないかみたいな、ちょっと御意見もありました。なので、確かにその辺をまとめるような、そういう市役所をより本当に、そうしたバリアフリーに徹底した形のものにしていくような、そういう連携する対策会議みたいというものは庁内にあるんでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 今回の事例で申し上げますと、庁舎北側のちょこバスのバス停につきましては、総務部、そして福祉部、また都市建設部と連携をしてですね、例えば特財について有効活用できるものはないのかということも含めて、市の財政、なるべく負担がかからず、より効果的なものというのは何かあるかということも相談しながらやっております。そういう面では、必要な部署と連携を図りながら、福祉のまちづくりの視点でできることをやっているという状況でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 確かに個別の案件からね、いろいろ具体的な話として、そういう形で連携せざるを得ないからそうするというのは、当然そのとおりでいいと思います。ただ、今後でもですね、この手の話、例えば私も聞いてみて、初めてそうかと思ったのは、例えば点字ブロックなんかの場合でも、白杖でいろいろ視覚障害者の方が歩くときにね、ほかのブロックのこの溝もあって、そこと点字ブロックに行くまでの溝と、明らかにここが点字ブロックと分かるところまで行き着くのに、なかなかちょっと迷ってしまうとかね、それはもう当事者じゃないと分からないことが結構あって、それが単に普及してるような造作でうまくいくのかと思ったら、いや意外とですね、逆にちょっと奮発して、いい誘導路をつくったつもりがね、かえって点字ブロックのところうまく結びつかないといいますかね、ちょっと区別がつかなくなったりとかいうことで、逆にそんなお金かけずに、いろいろの工事のやり方によっては、本当にお金かけずにちょっと分かる、点字ブロックに誘導するような形が取れるようなこともあるようにも聞きました。

ですから、ちょっとね、これは本当に各担当者の工夫とか、いろいろ検討もいると思うんですけども、できればそういった各団体の要望に関して、具体的に一部署で受けて、それで終わるってんじゃないで、やはり全体の各部署の担当者が集まってプロジェクトチームをつくるなりですね、そういった対応をしてほしいと思うんですけども、その点ではどうでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 利用者の方の立場に立って、何が最も適切な対応なのかという選択肢もあるかと思っています。そういうことについてですね、一部署に限らずに、複数の関係する部署と、情報の連携をより密にしながらですね、利用者の立場でということで、あとは予算との兼ね合い、費用対効果なども比較検討しながらですね、計画的に物事は進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。ぜひ、単にもう予算がないからとか、確かに予算がなかなか厳しい中で、厳しいんですけども、でも少なくともね、こういうプロジェクトなり、そういう各連携して、今後こういう方法で進めますとかですね、やはり一定、そういった皆さんにも説明できるような計画、そういうプランを持って対処していただきたい、そのことは強く訴えたいと思います。

次にですね、まちづくりの目標、都市像について伺います。

今回、私がですね、この問題、とりわけ強調したいのは、やはり少子高齢化の下、人口減少がやはり徐々に徐々に進んできて、東京の各市であっても、多摩の各市であっても、やはり本格的に生き残りをかけたまちづくりをしていかないと本当に埋没してしまう、そういった危機感を大変強く持っています。そのためにもですね、やはり東大和ならではのといいますか、東大和市とは、こういうまちなんだよということを強くアピールする、そうした戦略を持ってまちづくりを進めていかないと、やはり埋没してですね、やはり遅れをとってしまう、そう思っています。

とりわけ、この間、住民、人口減少ですから、良好な住宅を造ればいい。ただね、そういうものができればいいみたいな発想だけだと、それはどこでもやってることであって、じゃ何で東大和なのかという点での視点がまだまだ欠けてるんじゃないかと思ってます。私は、とりわけ今回、このことで強調したいのは、たまたまですね、私もちょっと初めて知ったことが幾つかあります。それは、御存じかと思いますが、所沢に角川の本社が移転してきた。そこで大変、図書館と言っていいのか、ミュージアムと言っていいのか、大変変わったですね、そういった施設も造って運営を始めてます。

そこで、ちょっと私も行って驚いたのは、角川さんがそこに持ってきたというのは、単にたまたま安い土地

があったからというんじゃなくて、あえて武蔵野の一角を求めてその場所に本拠地を持ってきたと。それで、そこで考えてるのが、武蔵野こそが日本の将来の道しるべになると。つまり、武蔵野そのものが、雑木林、これは人工の自然ですよ、ある面、人間が手を加えた自然。また、武蔵野には湧き水なんかも豊富で、そういった中で人々がまちづくりを行ってきたといいますかね、営んできた。それが、日本のもしかしたら原風景、今の日本の最も理想的な姿ではないかということから、武蔵野の復権といいますかね、そういったことを強く主張してるというので驚きました。

さらに驚いたのは、武蔵野をそういった形で、まちづくりに生かす上でもね、復権させる意味で、角川の創始者が、柳田國男とかですね、いわゆる日本の民俗学の創生者といいますかね、何かと対談してる。その対談してる中ですね、驚いたことに、それはもう1950年代の話ですけども、今の武蔵野というのはどのあたりを言うべきかというときに、それこそ川越のほうまで考えてみたけども、いろいろ論議あるんですけど、具体的な名前として柳田國男がね、ちょうど今の村山貯水池、そのあたり、村山あたりが、その昔の本来の武蔵野の姿ではないかということまで述べてるんですね。私もそれは全然知らなかったし、実際、柳田國男はこの辺も結構歩いてですね、そういった点で、そういう武蔵野のよさを本当に認識していた。そのことを考えたら、ある面、狭山丘陵も武蔵野の大きな位置を占める大事な自然であるし、東大和市はまさにその狭山丘陵の中でもね、多摩湖とか一番いいところを持ってのわけですね。そう考えたときに、まさにまちづくりの視点で武蔵野のそういったものを考える、本当に大きなプラス材料になるんじゃないかと、そう思いました。

この間、まちづくりの構想の中でもですね、確かに多摩湖、狭山丘陵など豊かな自然ということは述べてるし、その辺の視点は当たってるんですけど、さらに、とりわけ東大和市には、今そういったかつての武蔵野の面影をきちっと残したい自然が残ってるし、またそれを生かすまちづくりをしてるということがですね、本当に多摩の中でも特別、特異ないまちだということをアピールできる一つの指針になるんじゃないかと、そう思ったわけです。その点で、やはりそういった点を考える必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点について市長なり御見解を伺いたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 基本構想でも、多摩湖や狭山丘陵という豊かな自然を、東大和市の個性的な特徴ということで、この良好な環境を守り育てるという視点を持っているところでございます。今おっしゃられた武蔵野ということで、雑木林や自然環境が残るという視点から考えますとですね、この多摩湖や狭山丘陵のこの豊かな自然を維持、そして活用するという事は非常に重要な視点だと思っておりますので、そういう考え方の下にですね、私どももこの基本構想や、今後の基本計画につきましても、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 基本的には、まさにそういう視点で臨んでほしいんですけども、ただそのためにもですね、私も、この間、常に東大和をいかに個性化というかな、特徴あるまちづくり、本当に住んでよかったまちにするということではね、いろいろ微弱ながらいろんなことを検討して考えてきました。確かに以前は何もないまちですね、単なるベッドタウンだと思っていたけれども、よくよく考えてみたら狭山丘陵というか、多摩湖があって、水も景観もいいし、いい場所を持ってるとあって、やっぱりそれしかないのかなと。

ただ、その後、この次は、まだそのときは認知されてませんでしたけども、桜が丘の戦争遺跡、ああいった旧日立航空機の変電所とかですね、ほかにはないものもあったということが分かって、それもまた一つ、まちづくりにとっても生かせるものではないかと思ったりですね、いろいろ考えてきました。

ただ、今回、私も一番、驚いたのは、確かに武蔵野という視点で物を考える。また、それを発展させて考えるようなちょっと視点は、確かに私も欠けてたもんですから、逆に言うと今回の構想もね、特段、武蔵野を意識してつくった構想ではないと思うんですよ。逆に今からでも、そういったことをいろいろ検討したり、そういったことを考える。やはり場を設けて、庁内でもいろいろもう一度、まちづくりを考えて生かせるものは生かしていくようなね、そういった姿勢が必要ではないかと思うんですけども、具体的にそのためにね、こういうことを、いきなりすぐやれとは言いませんけども、でもこういうことがあるんじゃないとか、こういうことは検討できるということがあれば、お答えいただきたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 東大和市の魅力ある特徴として、今御紹介ありました多摩湖や狭山丘陵というところだと思っております。

また、一方で、これまでベッドタウンという御紹介もありましたけども、東大和市が発展してきたのは、都心からの利便性という面もあると思いますので、その自然と、その利便性が調和したことによって、東大和市が発展してきているということだというふうに認識しております。

また、この新型コロナの関係です、テレワークなどの環境もだんだん取り入れられておりますけれども、そういう中でもですね、東大和市はテレワークにも適したような、そういう居住環境にあるんじゃないかと。それは仕事が終わった後ですね、自然に触れ合ったりして気分転換もできるということで、そういう視点の御意見もいただいたりしてるところでございます。そのようなことからですね、やはりこの自然環境を生かすということは非常に大切なことだと思っておりますので、そういうことを中心に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 検討していくのは、まさしくお願いしたいところなんですけど、併せてまちづくりにとって大事なのは、やはり市民と協働してついでいいですかね、一緒になってやる姿勢が、やっぱり極めて大事だと思っております。

基本構想の中でもね、市民の協働云々ということも当然述べてるわけです。その観点から言うのですね、例えば、この間、ほかのときの一般質問でも言ってますけども、公民館とかですね、そういった各市民センターなり、そういった施設、そこで市民が様々な文化活動を行う。また、いろいろ図書館もそうです。いろいろそこで教養を得てですね、いろんな研究にも励む。博物館もそうです。そういった場として活用する。そういう場が、やはり本来ならまちづくりにとって一番基本的なところを行う場所ですから、それはやはり、私はお金を取って云々じゃなくて、効率性を考えるというよりは、やはりそういったまちづくりの文化を育成する上で、非常に重要な場所であるからこそですね、やはりそこで自由に、本当にいろんな研究ができる場にしてほしいし、その点ではちょっと有料化云々というのはね、その発想からちょっとマイナスの面しかない。

また、今私もちょっと危惧してるのは、博物館などもそうです、いろいろそういった各分野もそうなんですけども、そういったものを蓄積する市民の文化のそういういろいろ専門家がいっぱいいます。そういった人たちがいろいろ研究したりとか何かする、蓄積をちゃんと各博物館だ、図書館だ、いろんな施設は残せてるのかと、その辺も大変危惧してます。つまり、行政としてやるとしてはどうしても限界がある。一定ですね、その博物館でもいいですけども、そこで研究してた人も、ある意味、60になっちゃったらもう退職しちゃうと。それが、そのまま終わり。また一からこのことを研究してとかね、そういう形になったりして、なかなかそういう市民文化を生かせる場というの、なかなかうまく作用してないという危惧を持っています。

その点で、やはり今、企財部長さんのほうからね、研究しますと、検討しますと言ったときに、それはどの段階でね、どういう人たちと一緒にやるのかとか、そういったことも含めて考えてるのかですね、単なる庁舎内で研究しますと、検討しますで終えてしまうのか。もうちょっと具体的なところで検討してほしいと思うんですけども、つまり市民と一緒にどう生かせるのかという点で検討してほしいんですけども、その点はどうなんでしょう。

○企画財政部長（田代雄己君） 私どもの立場としましては、この第三次基本構想に基づきまして、次に第五次基本計画を策定することになっております。そうなったときにですね、この基本構想や基本計画を策定するに当たりましては、総合計画審議会や、また必要に応じてそのアンケートを取ったり、そういう中で策定してまいるということでございます。これは大きな市の方針を決めることでありまして、また個別的にその施策を推進するというのはですね、そこからはまたそれぞれの部署で対応することになるかと思っておりますので、その大きな方針を決めるに当たりましては、その一定のこれまでの手続というかですね、総合計画審議会などの御意見いただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ちょっと私が言いたいのは、確かに制度にのっとって、この間の形でやるのは当然そうなんですけども、ただその形を通してつてもちょっとね、やはり私は市民文化の本当にそういった蓄積が十分ではないような危惧をしています。つまり、もっとも東大和市はいろいろ、その意味じゃ文化人といえますかね、そういった専門の分野でいろいろ専門家もいっぱいいらっしゃる。そういった人をもっと生かせるね、力を生かしてまちづくりをやるような、いろいろな計画もつくるような姿勢を持っていただきたい。市のOBなんかもそうですよ、結構優秀な方がいっぱいいらっしゃる。

だけど、どうもなかなかそれがうまく生かされてない、生かし切れてない残念な現状があります。ですから、そういったことも含めてですね、そういうある面、市の財産といえますか、そういったことを本当に生かせるようなまちづくりを、ぜひしていただきたいと思っておりますし、そのための取組を、やはり基本計画の中で生かせるならばそれはそれで一番いいですけども、具体的にそういうことまで検討しているのかどうか。どうなんでしょうか。その辺は、そういうちょっと今までどおりの形で、はい、これはこっちの担当です、これはこっちの担当ですと終わらしちゃうのか、新たにそういう市民の文化を本当に蓄積できるような場を設けていくとか、そういう構想を持ってるのかどうか、その点はどうなんでしょう。

○企画財政部長（田代雄己君） 現在も基本計画の検討をしているところでございますけれども、やはり市民の皆様、例えば総合計画審議会に御参加の皆様ですね、いろんな分野の方がいらっしゃいます。ですので、例えば自然環境に考え方を重視する方、防災面を重視する方とかですね、子育てを重視する方、様々な御意見をいただきながら進めておりますので、もちろん文化というのは大事だというふうに認識はしているところでございますが、そういう皆様の御意見を取りまとめながらやっておりますので、そこは幅広く受け入れて、御意見いただきながら進めているというふうに認識しております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） とりあえず、今回はこれ以上は申しませんが、いずれにしてもですね、今、明らかに本当にまちづくりで、本当に埋没するかしらないか、そういう瀬戸際のまちづくりが求められてる中で、やはりそうになっていくと東大和市の個性、そういったいろいろ自然的な環境も、すごい優れているのをより生かすような発想で、基本的にそうした市民が活動し、そういう文化の蓄積ができるような場に関しては、やは

り単純に光熱費分だけは徴収するとか、そういう発想ではなくて、やはり自由に無料で使えて、そういうことをより市が育むような、生かせるような場づくりをして、まちづくりに臨んでいきたいことを訴えて、この場の質問は終わります。

以上です。

○議長（中間建二君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 5分 休憩

午前10時 9分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（中間建二君） 次に、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、コロナ危機から命と暮らしを守る取り組みについて。

①扶養照会など生活保護制度について。

②暮らしを支える支援について。

③事業者支援について。

2、子どもの豊かな育ちを保障する子育て・教育環境について。

①少人数学級の実現について。

②公共施設の再編について。

ア、学校統廃合について。

イ、児童館、学童保育所の配置について。

③コロナ禍のもとでの保育について。

壇上での質問は以上としまして、再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願いたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、扶養照会など生活保護制度についてであります。生活保護制度における扶養照会につきましては、申請者から扶養義務者の状況等を聴取し、申請者の生活歴等から、特別な事情により明らかに扶養が期待できない方や、夫の暴力から逃れてきた母子等、扶養を求めることにより、明らかに申請者の自立を阻害することになると認められる方等を除き、扶養の期待、可能性がある方に対し実施しております。また、生活保護の相談におきましては、扶養が保護の要件であると捉えられないように、生活保護法及び国からの通知等に基づいた適切な説明を行っております。

次に、暮らしを支える支援についてであります。特別定額給付金の支給、子育て世帯への臨時特別給付金の支給、生活困窮者に対する住居確保給付金の支給、キャッシュレス決済を利用した消費活性化事業の実施、新生児臨時特別給付金の支給などを行ってまいりました。今後につきましては、市民の皆様が1日も早く、新

型コロナウイルスワクチンの接種ができるように、国や東京都の動向を注視しながら準備を進めてまいります。

次に、事業者支援についてであります。市では国の給付金の対象とならない事業者も含めた中小企業者等応援補助成金や、キャッシュレス決済を利用した消費活性化事業を、令和2年9月、11月に加えて、令和3年1月5日から2月末まで実施したところであります。今後につきましては、それらの事業の効果を見極める中で、中小企業等の支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、少人数学級の実現についてであります。国の動向につきましては、令和3年2月2日に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されたところであります。改正案の概要につきましては、令和7年度までに、公立小学校の全学年の1学級当たりの上限人数を35人とするものであります。引き続き国や東京都の動向を注視し、適切に対応してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校の統廃合についてであります。国の法律改正等への対応を行うとともに、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画に基づき、順次進めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、児童館、学童保育所の配置についてであります。公共施設の再編につきましては、現在、公共施設再編計画の策定に向けて検討しているところであります。現時点の案ではあります。市民センターの中に設置しております児童館につきましては、市民センターと一体で改修等を検討することとしております。学童保育所につきましては、小学校の更新の際に、小学校への複合化につきまして教育委員会と連携を図り、検討することとしております。

次に、コロナ禍の下での保育についてであります。市内保育施設におきましては、子供や職員が高い頻度で接触する物品・場所の消毒や拭き上げの実施、保護者送迎時の施設入り口での手指消毒の実施や検温などによる体調把握及び入室制限を徹底するとともに、保育活動等を工夫することで感染防止を図っております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、少人数学級の実現についてであります。令和3年2月2日に閣議決定された、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案は、今後、国会での審議を経て速やかに交付されるものと見込んでおります。現在、1学級当たりの上限数の基準は、小学校第1学年が35人、小学校第2学年以上が40人となっております。改正案につきましては、段階的に35人学級へ移行するものとして、令和3年度は小学校第2学年を35人に、その後、毎年度、1学年ずつ35人とし、令和7年度は、小学校の全学年を35人とするものであります。引き続き国や東京都の動向を注視し、適切に対応しながら、よりよい教育環境の整備に努めてまいります。

次に、学校の統廃合についてであります。令和2年7月に策定いたしました東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針並びに東大和市立小・中学校再編計画につきましては、令和9年度に第九小学校を第七小学校に、令和11年度に第三小学校を第五小学校に統合するものとしております。計画の進行に当たりましては、国の法律改正などへの対応や、新型コロナウイルス感染症の拡大状況などに配慮しながら、学校、地域への説明及び調整を行ってまいりたいと考えております。引き続き、子供たちにとってよりよい教育環境となるよう努めてまいります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問を行います。

まず、コロナ危機から命と暮らしを守る取り組みについて。

1番のところですが、コロナ危機の下で、当市でも市民生活に大変大きな影響が出ています。同僚議員も、以前この場で紹介させていただきましたが、仕事がなくなったことから住まいも失って、ホームレスになってしまったという市民の方からのそうした事例もありましたし、12月議会では生活福祉資金の貸付件数、コロナ前は年間10件程度だったものが、昨年3月25日以降、急増し、昨年の12月1日時点では1,000件を超える件数だったということも明らかになりました。本当に大変な事態だと思っています。景気の調整弁とされてきた非正規雇用の方々、この中でも多くを占める女性の自殺率が昨年に比べて82.6%も上昇していると、そうした深刻な報道もありました。これはコロナで失業した方の少なくとも66%を、女性が占めているということと深い関係があると思います。とにかく今は困窮している人々を支援しなくてはならない、国と自治体の責任が大きく問われています。

厚労省もこうした状況を受けて、生活保護は国民の権利であり、ためらわずに御相談くださいというメッセージを、昨年末から発信していますけれども、日本ではいまだにホームレス状態になっても、生活保護を申請することをちゅうちょする、そうしたケースが後を絶ちません。生活保護制度に対する誤解や偏見が根強いということもあるかと思いますが、この親族への扶養照会も申請をためらう要因の一つであると言われており、生活困窮者の支援活動を行っている、つくろい東京ファンドという団体が、年末年始に行った生活困窮者向けの相談会では、165人中128人が生活保護を利用しておらず、その中の34%が家族に知られるのが嫌だからという理由を挙げたそうです。こうした中、1月の国会では、我が党の小池晃参議院議員の質問に対して、田村厚労相が扶養照会は義務ではないという重要な答弁を行いました。

ここで伺いますが、直近3年間の当市の生活保護申請件数のうち、扶養照会を行った件数と、照会の結果、親族による支援が行われたケースが何件あったのか教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 平成30年度から令和3年2月19日までの期間でお答えさせていただきますと、生活保護申請件数は428件です。1件の申請につき、複数の扶養照会を行う場合もございますので、扶養照会は649件、行っております。うち仕送りを行うとの回答が1件ございました。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 実際には、親族による援助につながるケースというのは、極めて少ないということだというふうに思います。申請者の中には、親族とトラブルを抱えていたり、虐待などによって家族に知られると危険があるなど、様々な事情があるというケースがあると思うんですけれども、申請者から扶養照会を行わないでほしいという申出があった場合に、照会を行わなかったケースがどの程度あったのかも教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 照会を行わなかった件数につきましては、算出しておりません。なお、東京都の技術的助言である生活保護運用事例集に基づき、生活困窮に至る過程で疎遠になったなど、過去1年以上の間、音信も含め、全く交流関係が途絶えている場合などは照会を行っておりません。また、扶養照会につきましては、申請者から扶養義務者との関係性を十分に聞き取った上で、適切に照会の判断を行っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 申請者の方から、個の事情に応じてやっていただいているということで理解しましたが、先ほどの国会答弁で、扶養照会、義務ではないという、こういう答弁を受けて、当市で今後、扶養

照会についてどのように対応していくのか、これまで基本的に多くの場合、照会をしていたというふうにするんですけども、その辺の対応をどのように変える検討をされているのか伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 扶養照会の見直しにつきましては、2月26日に国から自治体に通知が発せられたとの情報もございますが、市にはまだ届いておりません。今日、明日にも届くと思われまますので、届き次第、内容を確認し、国の通知に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 2月26日付の厚労省通知によると、照会しなくてよい例として、DV加害者であったり、相続で対立してるとか、そういう関係不良のケース、そういうケースが事例として追加をされている。また、20年間の音信不通という、何かそういう基準があったみたいなんですけど、これも短くなって10年程度に改めるというような、一定の前進はあったということなんですけれども、ただ生活困窮者の支援団体の方などからは、まだ不十分であるという、そういう声明も出されているようです。

先ほども御答弁あったように、申請者の方から丁寧に聞き取りを行っていただいているということですので、この扶養照会は義務ではないという前提の下に、申請者の承諾なしには照会を行わないというような、そうした引き続き適切な対応をしていただきたいというふうに求めます。

この質問については以上です。

次に、2番のところですけども、追加となった地方創生臨時交付金、東大和としては上限が2億6,520万7,000円ということですけども、先日の補正予算のときの御答弁では、活用方法については検討中ということでした。補正予算の討論でもまとめましたけれども、これは一刻も早く活用する必要があると思いますので、検討状況について再度伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 現在の検討状況についてであります。新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について全庁的な調査を行いまして、取りまとめを進めているところでございます。

交付金の活用につきましては、なるべく早期に対応できますよう、努めていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ、早期の具体化をお願いしたいと思います。

ちなみに、他市の事例、御紹介しますと、例えば狛江市では、単身の大学生などに5万円の給付金、また住民税非課税世帯にいる高校生相当年齢の方の医療費助成制度というのを創設。また、港区では窓口手数料の1年間無償化や、出産費用助成金の上限額の引き上げ、またひとり親家庭を対象に夕食を提供する事業の拡充など行うということです。当市でも、こうした他市の取組なども参考にしながら、国の交付金をフル活用することが求められていると思いますので、一刻も早い具体化をお願いいたします。

次に伺いますが、厚労省は2月12日に、社会福祉協議会で行っている緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯に対して、再貸付を実施するという事を明らかにしています。受付期間が2月19日から3月末までということです。また住居確保給付金についても、3か月の再支給が可能となり、こちらの申請期限も3月までとなっていますが、対象となる方への周知はどのように行っているのか伺います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 東大和市社会福祉協議会が実施しております総合支援資金貸付の再貸付の周知でございますけれども、社会福祉協議会に確認しましたところ、社協ホームページにおける周知のほか、東京都社会福祉協議会から提供された再貸付の対象者名簿に基づきまして、2月22日付で対象となり得る全ての方

に、個別に通知を発送し、周知をしたとのことでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○生活福祉課長（川田貴之君） 住居確保給付金の3か月間の再支給、申請期限につきましては、住居確保給付金の支給が昨年中に終了された方への案内通知や、市報、ホームページなどにより周知を行っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 個別には御連絡いただいているということですので、必要とされる方が取りこぼされることがないように、引き続き丁寧な対応を、周知をお願いいたします。

次に、③の事業者支援のところに移ります。

市の中小企業者等応援助成金ですけれども、予算が1億7,320万円、事業者件数としては866件を見込んでいたというふうに思いますが、確定した執行額と件数をそれぞれ教えてください。

○産業振興課長（小川 泉君） 確定した事業費の総額であります、6,302万9,415円、そのうち助成金分が6,280万円。件数につきましては、314件であります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 見込んでいたよりも少なかったということだと思うんですが、少なくとも予算として確保していた分は、コロナの影響を受けている事業者の支援として活用すべきだったと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、国や東京都の交付金等を活用するとともに、一般財源を、負担をしながら対策を進めているところでございます。これまでも事業費の執行状況を確認しながら、国や東京都の交付金等の活用方法を再検討しており、一般会計補正予算（第7号）では、キャッシュレス決済による消費活性化事業の追加実施や、新生児臨時特別給付金の支給を行い、事業者の皆様及び市民の皆様のために活用しているものと認識しているところであります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） キャッシュレス決済も、非常に助かっているという声も聞きますし、一方で使えなくて残念だという声も聞かれましたし、また新生児の臨時特別給付金なんかも、大変喜ばれているという声は聞かれますけれども、ただやっぱり事業者の皆さん、本当に困っている方、多いということで、御相談なんかもいただいております。東京商工リサーチによりますと、2月のコロナ関連の経営破綻が、26日時点で122件となり、月別で過去最多だった2020年10月を超えて、月間最多を更新したということです。業種別に見ると、飲食店が、累計ですけれども、181件と最も多く、緊急事態宣言の下で、2度目の宣言の下でさらに増えるおそれがあるということで、本当に深刻な事態だというふうに思います。

また、飲食店だけじゃなくて、やはり様々な業種でコロナの影響が出ています。今議会でも既に御紹介しましたが、テレワークの影響でクリーニング屋さんの売り上げが落ちているですとか、また様々、イベントが縮小、中止ということで、お花屋さんとか印刷会社とか、そういうところにも影響が出ているということを知っています。まだまだ私たちが気づいてないだけで、本当に幅広い、どこまでそのコロナの影響があるのかというのが、本当にまだ未知数ということもあって、本当にコロナによって苦境に立たされているという実態があるというふうに思います。

市として、市民の実情をきちんと把握して、事業者への直接支援というのが必要だと思いますので、その点についても御認識を伺います。

○産業振興課長（小川 泉君） 事業者への直接支援の必要性、こちらについてございます。

昨日の、令和3年2月28日まで実施いたしました消費活性化事業について、地域の産業の担い手でございます東大和市商工会からも情報を収集するとともに、新たな支援策、こちらにつきましては、これまでの事業効果を見極めながらですね、コロナ禍の厳しい状況にあっても、事業の継続に向けて努力されている事業者の皆様を応援していく支援策、こちらを検討してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 事業をやっていると、やっぱり時間がたてば、それだけ経費との関係で、売り上げが落ちてくると続けるのが苦しくなるというふうになると思いますから、一刻も早い具体化をよろしく願いいたします。

また市の中小企業者等応援助成金は、条件に合わないために申請したくてもできないという声も複数寄せられました。融資という条件ありましたけれども、コロナで先行きが不透明なので融資を受ける、そうした決断できないという声もありましたし、また家賃の条件についても、当市では結構、自宅を店舗としている事業者さんも多くて、うちは使えないんだよねって、大変がっかりされているという声も複数聞かれました。こうした市内事業者の声に応じて、条件を緩和して、こうした事業者への直接支援、再事業化を求めますが、その点についていかがでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 中小企業者等応援助成金につきましては、商工会や、また市内の団体を通じて状況を確認しております。そういった中には、特に不満の声は現在お聞きしてないところがございます。しかしながらですね、今後、コロナ禍の影響により、引き続き厳しい状況が続く事業者も多いというふうに想定しますことから、中小企業者等応援助成金や、キャッシュレスを使った消費活性化事業の効果を見極める中で、中小企業者等の支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 聞き取りということなんですけれども、どのように市として市内事業者から、今後この緊急事態宣言、2度目があつたということで、また新たに大変になってくるってことあると思うんですけれども、どのように市内事業者から聞き取りを行っていくつもりなのか、その点を教えてください。

○産業振興課長（小川 泉君） 市内事業者の状況につきましては、東大和市商工会や、東大和エール飯実行委員会プロジェクト加盟店などを通じまして、情報収集を行っているところでございます。今後につきましても東大和市商工会と連携を図りながら、引き続き市内事業者の業況を把握してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ今後もっと手を広げてといたしますか、幅広い事業者の方々から聞き取りをしていただきたいというふうに思います。産業振興課だけではなくて、様々な窓口で直接市民の皆さんと関わる中で、そういう困窮のとか生活の実情を聞き取るという、そういうこともできると思いますので、柔軟に広く市民の声を聞き取っていただきたいとします。我々市議会議員も、引き続き市民の声を届けていきたいというふうに思いますので、事業者の皆さんへの直接支援、早期実現を強く要望いたします。

この項目については以上です。

次に、大きな2番のところに移ります。

少人数学級の推進、学校統廃合についてなど、これまでも繰り返し質問をさせていただいていますが、今回

は子供の豊かな育ちを保障するための教育環境の整備という視点から取り上げたいと思います。と言いますのも、今、日本の子供たちが置かれている状況が、大変深刻なものとなっていると考えるからです。

先ほど生活保護の質問の際に、女性の自殺率が急増しているとお話ししましたがけれども、子供の自殺も増えていて、昨年1年間で自殺により亡くなったお子さんが479人、過去最多ということでした。特に8月は前年の2倍、64人ものお子さんが亡くなっています。また、国立成育医療研究センターが行った、「コロナ×子どもアンケート」によりますと、小学校4年から6年生の15%、中学生の24%、高校生の30%に鬱症状が見られたということです。また、子供全体の17%が自分の体を傷つけた、自傷行為を行ったということですね。また24%が死にたいと思ったと答えており、本当に深刻な状況だと思えます。また、アンケートを取ったこの1か月期間で、悩んだことの50%が勉強に関する事で、学校再開後の授業の進行が早い、宿題が多い、休みが少なくて疲れるなどの意見が寄せられているということです。

コロナ禍の下で、全ての子供たちに目が行き届く、一人一人に丁寧に寄り添うことができる教育環境を、今すぐに整備することが求められていると考えます。そこで、まずは少人数学級について伺います。

これまでも議会の場でも、繰り返し求めてきましたけれども、国においてようやく法改正が行われ、小学校全学年の35人学級が段階的に導入される見通しとなっています。一律での学級人数の引き下げは40年ぶりということですので、本当に長年にわたる教職員や保護者、国民の願いが、ようやく一歩前進したということだと思えます。ただ、子供一人一人の豊かな育ちを保障するという教育条件としては、残念ながら35人という人数は、まだまだ多いというふうに思います。

また、中学校への導入も見送られました。コロナ感染予防の視点からいっても、さらなる少人数学級の導入を一刻も早く行うべきだと考えますが、まずは国の制度改正を受けての当市の取組状況について、現在、小学校2年生までは既に35人学級となっていますので、来年度については特に準備はないものかと思えますけれども、最終的には幾つ学級数が増えることになるのか教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 国の法律案では、5年間で小学校全学年を35人にするとしており、令和7年度に完了する見込みとなっております。計画書の児童数推計から試算いたしますと、35人学級となった場合につきましては、現時点におきましては10学級程度増える見込みと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 10学級程度の増ということですがけれども、教室の確保状況についての見込みも教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 教室の確保につきましては、今後も各学校の児童数や、教室の使用状況を把握しながら、不足とならないように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 確認なんですけれども、現在の見込みでは増築等の必要なしに、教室が確保できるという理解でよろしいのでしょうか。

○学校教育部長（田村美砂君） 今課長からも答弁いたしましたけれども、各学校の教室の将来的な使用状況の把握はこれからということになりますので、増築等については現時点におきましては考慮はしてございません。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 一クラス35人という人数は、国際的に見てもやはり不十分だというふうに思います。小学校のさらなる少人数学級の実現、また中学校への導入も必要だというふうに考えますが、その点について

の御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 国におきましては、小学校の35人学級の効果を検証し、発信していくとされているところでございます。小学校のさらなる少人数学級につきましては、国の検証結果や、その後の動向を確認していきたいと考えております。

また、中学校の35人学級の導入につきましては、国におきましては小学校での35人学級の効果を検証した上で、望ましい指導体制のあり方について検討することを示していることから、その動向を注視してまいります。以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国の動向、注視していただくということももちろんなんですけれども、東大和市の教育委員会としてどのように思うのか、その点をもう一度確認をさせてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 教育委員会としましては、教育基本法第5条第3項におきまして、「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。」とされております。

このことからですね、このたびの小学校の35人学級の導入につきましても、国や東京都と協力をして東大和市で教育を受ける児童・生徒にとって、よりよい教育環境となるように努める必要があると認識しております。以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市として、きちんと子供たちにとってよりよい最適な、最善の教育環境を保障するという視点に立ってやっていただきたいというふうに思います。

少人数学級を求める声は、コロナ禍の下で全国的に高まりました。当市議会でも意見書が採択されましたが、この間、同様に25の都道府県議会を含む634議会で少人数学級を求める決議が上げられたということです。また北海道や埼玉、山梨など15道県で、来年度から独自にさらなる少人数学級、拡充していくということも明らかになっています。子供たち一人一人が豊かに育つために、少人数学級の効果というのは自明のものというふうに考えます。

教育は国の根幹に関わるものであり、国と自治体には教育環境を最善のものにする責務があると思います。その点について先ほど御答弁いただきましたので、次の項目で学校統廃合についても伺いますけれども、子供たちの豊かな育ち、そして学びを保障する教育環境を実現することが、今、最優先で求められていることだと考えます。これが統廃合によってどうなるのか、私たちはしっかりと考える必要があると思いますので、次の項目に移ります。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） それでは、アの学校統廃合のところを質問します。

学校統廃合によって、地域から学校がなくなることによる影響については、これまでの議会でも様々指摘をさせていただきました。学校の規模が大きくなることによって、子供一人一人に目が行き届きにくくなる、より管理的、画一的にならざるを得なくなる、また学校が遠くなることによって通学時の危険が高まる、地域から学校がなくなることで、さらなる少子化を招くおそれがあるなど、豊かな教育環境とは逆行するものだとい

うふうに考えます。

日本の子供たちが深刻な状況に置かれている中、全ての子供たちが個を大切にされながら豊かに育つためには、学校を集約して大規模化することではなく、学級編制も、学校そのものも、教員の目が行き届く規模であることが求められているのではないかと思います、その点についての認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小・中学校の望ましい規模につきましては、集団活動に活力があふれ、児童・生徒間、教師と児童・生徒間に様々な関わり合いができることなどを踏まえ、学校教育法施行規則に定める標準規模の12から18学級程度が望ましいものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市の統廃合の計画、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画では、40人学級が前提となっているかと思っておりますので、少人数学級の動向も今後関係してくるというふうに思いますが、先ほど御紹介したように、全国では自治体独自の取組も広がっていますし、中学校への導入も早期に実現する可能性があるかというふうに考えます。計画の前提となる学級人数が変わってくる可能性もある中で、今、当市が最優先にすべきことは、やはり学校を減らすことではなくて、子供たちの教育環境をよりよいものにしていくことだというふうに考えます。

そもそも当市の統廃合計画は、公共施設の2割削減ありきで進められていることが問題だと考えます。校舎の建て替えにはお金がかかるので仕方ないということではなくて、どうしたら地域に学校を残しながら建て替えをしていくのか、地域とも十分に議論しながら進めていくべきではないかと考えますが、その点についての認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 市といたしましては、国が進める小学校の35人学級の導入につきまして、まず国の計画に即し、適切に取組を進め、教育環境を整えていくことが、まず市としては重要であると、そのように考えております。

また、一方でですね、市の再編計画では、市の児童・生徒数の減少や、学校施設の老朽化に対応していくことにつきましても、喫緊の課題と捉えておまして、計画はこれらに対応して、よりよい教育環境の確保、それから学校の適正な規模での学校づくりの確保を目指すものでございまして、こちらにつきましても適切に取り組んでいきたいと考えております。

昨年ですね、統合に当たる第三小学校や第九小学校の学校運営協議会の皆様に、今後の統合につきまして御説明をさせていただきましたが、引き続きですね、新型コロナウイルス感染症の拡大状況も見ながら、地域や保護者の皆様に御理解をいただくために、このような機会を今後も持つ必要があると、そのように考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 少人数学級については、私はもちろん全国で、国として少人数学級になるということが一番だと思いますけれども、やはり国の動向を見るということではなくて、少人数学級に市独自でもしていかななくてはならないというふうに考えています。

また校舎ですけれども、もちろん老朽化、本当に子供たちにとってもかわいそうだなという状況があると思っておりますので、老朽化した校舎を早期に建て替えることは、本当に私も喫緊の課題だというふうに思っていますが、ただその財源は国に求めるということ、市からも強く要望していくことが必要だというふうに考えます。いずれにしても、当事者である子供たちや保護者、地域住民の方々との十分な議論なしに、公共施設2割削減

ありきで進めるべきではないと考えます。子供たちの豊かな育ちを保障するための最善の教育環境を整備するというのを、何より最優先にすることを心から求めまして次の項目に移ります。

次に、児童館のところですけども、東大和市公共施設再編計画（案）では、市民センター内にある児童館は、市民センターの建物の老朽化が進んでいることから、市民センターの建物単位での改修等を検討するというふうにあります。今市民センターの中になく独立しているきよはら児童館については、どのような検討がされているのか。方向性ですね、そのあたりを教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現時点の公共施設再編計画（案）の中では、きよはら児童館は統合による移設の検討を行う施設としております。その検討の際に、具体的な方向性について考えていくことになると思っております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） ということは、なくなるという、そういう検討ではないのかなというふうに理解しましたが、児童館については、市の北部、新青梅からの北のほうですね、住む方からは近くに児童館が欲しいというふうな要望もある中で、できれば増やしてほしいというふうに思いますし、少なくともこれ以上、減らすということはないように強く要望いたします。

次に、学童保育所について、移りますけれども、第三クラブが三小の校舎内に移設され、他のクラブについても今後、有効性を検証しながら小学校内への移設を検討するということですが、少人数学級、進んでいく中で、教室が不足するという可能性もあって、校舎内の空き教室ではなく、独立した専用施設、これまでも繰り返し要望していますけれども、こういうものの整備を検討する必要があると思いますが、御認識を伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 学校教育施設を含みます建築系の公共施設につきましては、多くの建物で老朽化が進行しておりまして、人口減少や少子高齢化によりニーズの量や、質や量の変化や厳しい財政状況を鑑みますと、総量の縮減と配置の適正化を踏まえた施設の更新が必要とされております。学童保育所につきましては、小学校の更新の際にはですね、小学校への複合化につきまして、教育委員会と連携を図って検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 学校を更新するに伴って、その中に学童保育所も整備していくということだと思わんですが、やはりその際に、そこが学童保育所の専用施設となるように、これは強く要望いたします。

空き教室も、本当にそこが1日中、使われてない教室という意味の空き教室を、そこは専用施設としてきちんと整備するって、それはあると思うんですけども、やはりその昼間は教育、学校が使っていて、それを放課後とか夏休みの間、学童が使うということになると、それで子供たちの生活の場としての機能が保障できるのかということが、やはり問われてくるというふうに思います。校舎内であっても、その複合ということで校舎の中につくるにしても、もちろん学校教育の妨げになるようなことがあってはいけませんし、また学童としてのそのスペースには、子供たちが生活していくという十分な設備が整えられているということが必要だというふうに思います。

私はやっぱり昼間は学校として使っている教室を、放課後だったり、長期休暇中にそこで学童として子供たちが生活をするというのは、やはり両立はできないというふうに思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○**青少年課長（石川博隆君）** 今般ですね、第三小学校内の教室を活用しまして、学童保育所を設置するに当たりましてですね、第三小学校及び教育委員会ともですね、事前に調整を行いました結果、教育活動に支障がないとの御判断の下ですね、学校長をはじめとしました教職員の皆様にも、御理解・御協力をいただいた上で、今現在準備を進めているところでございます。

学校教育の場と学童保育の場としての併用に関して、教室の内装や机等の備品類の工夫等によりまして、学童保育所としての環境を整えて、また生活の場としてですね、子供たちが快適に遊びや学びの時間を過ごすことができるような、空間づくりに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** もちろん遊んだり、学んだりということもあるんですけども、やっぱり休んだりということもあると思いますので、きちんと学ぶ場所、遊ぶ場所、休む場所というふうに整備されているということが大事だと思いますので、きちんと専用の場所を整備するということを、再びここでも要望したいと思います。

新・放課後子ども総合プランでは、余裕教室の活用ということは確かに書かれているんですけども、Q&Aとかを見ますと、余裕教室がない場合には、学校敷地内にプレハブ棟を建てるなどしてほしいということも、国からの答えとして書かれています。なので、やはり余裕教室の利用ありきではなくて、本当の意味での、そこが先ほど申し上げましたけど、本当にそこが1日中、使われてない教室なのか、教育活動の妨げにならないか、何より子供たちが生活する場所としてふさわしい場所なのか、そういうことを最優先にして考えていただきたいというふうに思います。

少人数学級のところでも、教育委員会のほうに伺いましたけれども、国や自治体には子供たちにとって最善の利益を保障する、つまり子供たちにとって最善の保育環境を整備する責務があると思いますが、その点についての御認識を伺います。

○**子育て支援部長（吉沢寿子君）** 市では今後、着実に進む少子高齢化や人口減少の進展、公共施設の老朽化等に着実に対応して、子供たちにとって最善となる子ども・子育て支援の環境を整備していくためには、持続可能な行財政運営を安定的に行っていくことが必要となります。

市といたしましては、公共施設の集約化・複合化を念頭に置いて、小学校施設の有効活用及び児童や保護者の利便性の向上などのメリットを最大限に生かし、子供たちが過ごす放課後の環境が最善のものとなるよう、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 最善の環境、最善のものにしていくということは、もちろんそうなんですけれども、公共施設の集約化・複合化を念頭に置くのではなくて、そちらを念頭に、まず置いていただきたいと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○**子育て支援部長（吉沢寿子君）** このたびの第三小学校におけます学校内学童保育所の実施に当たりましては、第三小学校や教育委員会などとの調整を図りまして、放課後の教室を活用させていただくことで、児童1人当たりの面積が広く取れることや、放課後子ども教室と連携した活動が可能となります。また、これに伴い、きよはら児童館で実施しております第六学童クラブの児童1人当たりの面積も広くなるものと見込んでおります。

このような工夫による取組を進めることで、市としましては、子供たちの成長にとって必要な環境整備を図るとともに、市の将来に向けた行財政運営の持続性と健全性を維持していくことが必要であると考えておりま

す。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もちろん校舎の空き教室、余裕教室を使う場合も基準は守らなきゃいけないということだと思いますので、そうした人員、1人当たりの面積ですね、そういうものをきちんと守っていただきながら、しかしながらやっぱり私は専用施設であるということが、もう絶対に条件、これはもう子供たちの最善の環境をつくるための条件だというふうに思いますので、こちらについては、こちらでも繰り返しになりますけれども、要望いたしまして、この項目については終わりにいたします。

最後、コロナ禍のもとでの保育ということで、代替保育について伺いますけれども、この間の市内保育施設でも、コロナによって休園になるというケースがあったかと思うんですけども、代替保育についてはどのような対応をされたのか伺います。

○保育課長（関田孝志君） 代替保育につきましては、保護者の方に対し、園を通じてベビーシッター利用者、支援事業の内容を御案内しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ベビーシッター制度、実際に利用した御家庭はあったのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 現在までのところ実績はございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 休園となった園の保育士さんですとか保護者からは、どういったお声ですかね。要望などあったのかどうか、そのあたりを教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 特に休園になったことで、要望等はいただいております。保育施設において、新型コロナウイルス感染や濃厚接触などが発生した場合の対応策などにつきましては、事前に周知しておりますが、市で作成いたしました対応手順書や、保護者宛ての文書等によりですね、保護者、保育施設、市におけますおのおの立場に沿った適切な対応を図ることができたものと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ベビーシッター制度を利用した御家庭はなかったということですが、制度が使いやすいものだったのかとか、そういった点も含めて、引き続き保護者や保育施設、また保育士さんから丁寧に聞き取りを行っていただきたいというふうに思います。また前議会では、公立保育園の役割が改めて見直されている中、公立保育園で代替保育の役割を担うなど、民間のバックアップ機能を果たせるのではないかとということも申し上げました。今回も公立保育園の機能強化についても、改めて強く要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（中間建二君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染拡大から市民の命と健康を守る取り組みについて。

新型コロナウイルス感染拡大のもと、2度目の緊急事態宣言が延長されました。多くの市民が命と健康の危

険と不安にさらされています。以下、伺います。

①新型コロナウイルス感染から市民の生命を守る上での課題と市の取り組みについて伺います。

2、新型コロナウイルス感染拡大のもとでの市の行財政のあり方について。

新型コロナウイルス感染拡大のもと、市民の生命と暮らしが脅かされ、格差と貧困が拡大しています。

以下伺います。

①市民の生命と暮らしが緊急事態にある下での、市の行財政運営のあり方の基本点について伺います。

3、コロナ危機下の国民健康保険税の値上げについて。

①コロナ危機のもと、近隣市はすべて国民健康保険税値上げを中止・据え置きしています。当市でも来年度の値上げを撤回すべきと考えますが、見解を伺います。

4、コロナ危機下の介護保険の課題について。

①コロナ危機下の介護保険の課題について伺います。

②介護保険料値上げは中止すべきと考えますが、見解を伺います。

以上です。再質問については自席にて行います。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルス感染症から生命を守るための課題と取組についてであります。課題につきましては、感染防止対策の基本とされております新しい生活様式・日常への行動変容の実施・継続を市民の皆様において徹底していただくことであると考えております。また、感染者及び重症者の減少、医療体制の逼迫の解消、さらには市民の皆様へのワクチン接種の対応であります。取組につきましては、国や東京都の対応及び情報を確認し、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において情報共有、並びに市の対策について協議し、市民の皆様へ様々な広報媒体を活用して、外出自粛や基本的感染予防対策の徹底など、協力をお願いしております。加えて、市内に設置いたしましたPCRセンターを、東大和市医師会と協力し適切に運用しております。また、ワクチン接種に係る職員体制を確保し、接種体制の構築に着手しております。

次に、市民の命と暮らしと市の行財政運営のあり方についてであります。市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応としまして、市民の皆様を生命と健康を守ることを最優先に考えて取組を進めるとともに、国や東京都の補助金等を活用しながら対策を講じてまいりました。今後につきましても、市民の皆様へ1日も早く、新型コロナウイルスワクチンの接種ができるように、国や東京都の動向を注視しながら、準備を進めてまいります。一方で、少子高齢化や人口減少の進展、公共施設等の老朽化対策に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により、財政状況はこれまで以上に厳しい状況が続くことが見込まれております。そのような中でも、持続可能な市政運営を行うためには、長期的な視点に立ち、施策の優先度を考慮して、効果的・効率的な行財政運営を行っていく必要があるものと考えております。

次に、国民健康保険税の税率等の改定についてであります。市では平成30年3月に策定した財政健全化計画を推進し、国が設けた特例基金によって、国民健康保険税の急増抑制が図られている令和5年度までに、赤字補填の繰入れを解消することが、市民の皆様の御負担に最も影響が少なく、広域化による制度改革を進められるものと考えております。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が一定程度減少した世帯に対しましては、多摩26市の中で唯一、予定をしております保険税減免策により、適切な配慮を行っております。

次に、コロナ禍における介護保険の課題についてであります。介護保険サービスは、高齢者が生活をしていく上で必須のサービスであり、社会的に事業継続が強く求められております。このことから新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、感染防止対策を講じながら適切に事業継続を図ることが課題であると考えております。

次に、介護保険料改定についてであります。令和3年度から5年度までの3か年を計画期間とする第8期介護保険事業計画において、介護サービスに係る給付費などを適切に算定したことにより、介護保険料の改定が必要となったものであります。この改定案は、国の定めた介護報酬に基づき、3か年の給付費の伸びや、低所得者負担軽減などを考慮し、施設整備を踏まえたものとなっております。また、介護給付費等準備基金を有効に活用し、全体の負担水準を抑えるとともに、特に低所得者に配慮した内容になっているものと認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番(尾崎利一君) 御答弁ありがとうございます。再質問を行います。

まず、市のPCRセンターの検査結果について資料をいただいています。以前いただいた資料や、補正予算審査の際の答弁を踏まえると、陽性率はどんどん上がってきています。9月16日から11月21日まで、55人の検査を行って陽性は3人、陽性率5.45%。それ以降、2月13日まで、93人の検査で陽性は6人、陽性率は6.45%ということになります。1月、単月を取ると、31人の検査で3人の陽性、陽性率9.7%。2月は21人で2人、陽性率9.5%。市のPCRセンターで扱うのは、無症候者と軽症者ということですから、総体としてはもっと深刻ではないかとも思います。東大和病院のホームページを見ても、院内感染の影響で、入院も救急外来も対応できない状況です。最近、御近所で2回ほど救急車を呼ぶ機会に立ち会いました。命にかかわる状況ではなかったということもあるのでしょうけれども2回とも30分以上は救急車は止まったまま動けない、行き場がないという状況です。コロナ以外でも、救える命が救えなくなるという状況が厳然としてあるのではないかと考えますけれども、市の認識を伺います。

○健康課長(志村明子君) 新型コロナウイルス感染症を含めた医療につきましてでございますけれども、当市を含め北多摩西部保健医療圏域が、一つの入院が必要な医療を提供する単位となっております。救急医療につきましては、コロナ禍におきましても東京ルールは適用され、対応していると聞いております。このことから、当市を含みます北多摩西部保健医療圏域におきましては、市民の皆様に対して必要な医療は提供されているものと考えております。

また東大和病院につきましても、ホームページによりますと、病院内における新型コロナウイルス感染症の発生につきましては、令和2年2月18日の第29報以降の病院はなく、全面的に救急外来及び入院については、全面的に制限中となっておりますが、今後解消されるものと考えております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 後で述べますけれども、医療機関や高齢者施設でのPCR検査、徹底的にやっ、そういう院内感染を防いでいくという措置がなければ、また同じことが起きかねないというのが現状だというふうに私は考えています。

次に、ワクチン接種について、日本共産党の立場は、補正予算の議論でも明らかにしているので繰り返しませんけれども、希望する方に速やかに行き渡るよう万全の体制を求めます。同時にワクチンには発症を抑える

効果、重症化を抑える効果はあるようですが、感染を予防する効果があるかどうかは厚労省も分からないと言っています。どれぐらいの期間、効果が続くかもしかとは分からない。変異によって利かなくなる可能性もある。ワクチン頼み、つまりワクチンだけに頼るということに陥ることなく、3つの感染症対策、つまり感染源対策、感染経路対策、宿種対策を総合的に進める必要があると思います。

厚労省の発表では、2月22日までの1週間のクラスター増加は122件、内訳は、医療機関29、高齢者施設44、児童施設7、飲食店13、運動施設等2、学校教育施設等6、企業等19、その他2となっています。

感染拡大を抑え込むことを考えると、飲食店だけでは駄目だということはこの数字でも明らかです。国も高齢者施設などの集団検査や、モニタリング検査の必要性を認めて重い腰を上げました。東京都も集団検査の計画を持ちました。この点で、市が単独でできることは限られていると思いますが、できることは全力で取り組んで、市民の命を守っていただきたいと思います。

市長も答弁で、当面の最大の仕事、コロナ危機から市民を守ることだ、繰り返し発言をされています。その点で、東京都の財源で、高齢者施設と障害者施設の集団検査の全額補助制度があります。対象54施設のうち、実施したのは5施設にとどまっているという答弁です。感染拡大を抑え、市民の命を守る立場に立てば、市がイニシアチブを取って、全対象施設に今月中に集団検査を実施してもらおう。もちろん専門家は、週に一、二回の検査が必要と言っており、国や東京都にそうした措置を要求しながらも、まず市ができること、全施設でこの補助金を活用して集団検査を行う、こういう立場で臨むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） PCR検査につきましては、私ども補正予算の議決いただきまして、補助制度というのをつくっております。先ほど議員がおっしゃったような状況でございますが、今後です、施設に対して、そういった検査の意義を訴えていきたいというふうに考えております。

さらにですね、東京都でございますが、東京等につきましては市のほうに簡単な通知がございまして、これによりますと、厚生労働省の通知に基づいて、東京都が契約した検査機関から、直接、検査キットを施設に送付いたしまして、都内全域で計画的に検査を実施すると、こういうふうなことになっております。検査対象につきましては、介護度の高い入所施設である広域型の特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設ですね。あと介護医療院ですとか、障害者あるいは障害児の入所施設ということになっております。

なおですね、厚生労働省の通知につきましては、その検査は3月中を目途に行うことを求めています。市内施設に伺ったところですね、2月に都から検査の必要量の調査があったということでございますので、今後ですね、検査キットの発送があると思われま。

調査ですとか検査につきましては、市が関与しておりませんので、情報というものが無いので詳細不明でございますけれども、東京都から何らかの協力依頼があれば、これに応じてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 先ほど私、壇上で、3の①のところ、「隣接市」と書かれているところ、「近隣市」

というふうに行ったようです。すみません、訂正をお願いします。

今のところですけれども、補正予算のときに伺ったときには、理由はよく分かんないけど、こういう到達だということで、その後いろいろ聞き取りもしていただいたようすけれども、市民の命に関わることなので、東京都から依頼があった場合はとかっていうことではなくて、東京都と国と連携を取りながら、これ全力で取り組むということで御答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 参事のほうから御答弁を申し上げましたとおり、この実施に当たりまして、具体的な内容が私どものほうになかなか通知が来ておりません。そういったところで、自主的には東京都が直接的に施設のほうに、そういったキットを送るというふうな話を聞いております。そういったことがありますよということは、私ども施設のほうにもお話はさせていただいております。そういったところで、連携をさせていただきながら、ただ、いつ、どういうふうな形で東京都さんがその施設に送るのかということも、ちょっと分かりかねるところもございますので、そういった意味で参事のほうでは、東京都から何かしら通知があれば協力をしていくというところで、御答弁させていただいております。私どもが全く何もしないということではなくて、適切な対応はしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 私も先ほどの参事の御答弁で、この短い間にいろいろ聞き取りもしていただいているというふうに思いますので、全力で取り組んでいただくようお願いします。

次に、2番のところ、市の行財政のあり方についてのところに移ります。

市長の施政方針では、市財政について、少子高齢化、人口減少、公共施設の老朽化に加え、コロナの影響でこれまで以上に厳しい状況が続くとされています。対策としては、これまでの行革に加えて、積立基金の確保を挙げました。市長は就任以来、市の貯金、積立金を20億円から直近では55億円、国保会計や介護会計も合わせると65億円へと積み上げてきましたが、コロナへの対応を理由に、もっともっと積み上げるんだというふうに言ってるわけですね。市の財政運営にとって不測の事態に対応できるように積んでおく財政調整基金の額は、どの程度が適当と言われているのか伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） まず財政調整基金につきましては、市の行政改革大綱でございますが、こちらのほうで平成33年度、令和3年度までの間に、少なくとも標準財政規模の10%の額を維持することを目標としていただいております。令和2年度の標準財政規模から算定しますと、現時点では少なくとも約17億2,900万円を維持することとなっております。令和2年度末現在高としましては、現時点で約21億7,900万円となる見込みでございます。目標額としましては、こちらの額ということですが、やはりコロナの対応ということで、不測の事態に備えて、どんどん積み増せるといような状況では現在ございませんので、積めるタイミングで積み上げていくというふうな形で、現在のところ想定しているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほど同僚議員からもありましたけれども、東京商工リサーチによると、コロナ破綻は2月が最多となっています。これから本当にどうなるかということなわけですね。市民の暮らしと営業は先が見えない状況です。せっかく積み立ててきた貯金、こういうときこそ吐き出して、命や暮らしを助けるために使うべきではないでしょうか。国保税や介護保険料の値上げについては、少なくとも今年に限っては見送る、負担増は行いません、こういうメッセージを市民に送るべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 今回の市長の施政方針にもありましたように、令和3年度につきましては、新

型コロナウイルス感染症対策を重要施策の第1に挙げてるところでございます。それは昨年度からも引き続き、私ども行政運営の中ではですね、感染症対策が一番大きな比重を占めております。それは、もちろん市民の皆様様の命や健康を最優先に考えてるということでございます。

また一方でですね、それぞれの先ほど基金のお話もございましたけれども、長期的に見たときに厳しい財政状況もありますので、そこはしっかりですね、施策の優先度を考えながら判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 昨年6月3日、第2回定例会の開会日ですけれども、私、2つの点で驚きました。

1つは、国と東京都からコロナ対策のための東大和市に対する交付金が4億円以上、示されていたのに、これを使ったコロナ対応施策が計上されなかったことです。他市では、この交付金を使ったコロナ施策が計上され、報じられていました。

もう一つは、議会初日の本会議終了後に、全議員に対して、コロナによって市財政が厳しくなるんだという説明が市長からあったことです。せっかく国と東京都が準備した交付金すら具体化せずに、市民に対する施策を講じない一方で、真っ先に市財政が大変になるんだと言って議員に説明をする。これは逆転してるんじゃないか。

このときの説明で、新型コロナウイルス感染症の影響見込みとして、一般財源が減少すると書いてあります。参考として、リーマンショックで税収がこんなに減ったと書いてあります。リーマンショックで税収が減ったのは事実です。しかし、一般財源は、リーマンショックの年、2008年を底にして増加を続け、市財政は明確に好転しました。この点の認識を伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） リーマンショックが発生しました平成20年度以降の歳入、一般財源でございますが、増加傾向であることは認識しているところでございます。ただ、一方で、例えば一般財源の中でも大きな割合を占めております市税の歳入予算額に対する割合は、令和2年度当初予算では4割を下回っている状況でございます。このような状況におきましては、一般財源は充足されているという認識はございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私は好転したということ言ってるんです。好転したことは、これまでも市も認めてきていると思うんですね、これを契機にして。その点、いかがですか。

○財政課長（鈴木俊也君） 一般財源については、確かに増えている。好転ということではなくて、増えているというような認識でございます。ただ、その間、市の予算規模につきましても、民生費をはじめとしまして大きく増大をしてきているところでございます。それに対する一般財源も増えてきていると、このような形で認識をしているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 2008年、168億8,937万2,000円だった市の一般財源は、2019年には213億6,208万1,000円ということで、それまでどんどん削られてきたという状況から見て、大きく好転したことは明らかです。それまで右肩上がり増加していた地方一般歳出を目の敵とし、2001年以来、小泉構造改革で毎年引き下げに転じさせました。これに対して、2007年、参院選で自民党が大敗を喫し、地方の反乱と呼ばれ、これ以降、地方への支出削減路線を転換せざるを得なくなったというのが真相です。

今回も森田議員の代表質問への答弁で、市長は一般財源総額は確保されていると答弁しました。地方財政対

策を見れば書いてあることです。交付団体における一般財源総額は4%の増となっています。確保されているけれど、臨時財政対策債が増えているので、その借金返済で財政が圧迫されるのが心配だという答弁でした。トーンがぐんと下がりました。臨時財政対策債の返済については、全額が国からの交付税で措置されていると思いますが、この点、確認します。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、普通交付税の基準財政需要額に100%、理論算入されているところでございます。ただ、理論算入でございまして、算定された額、そのまま来るといえるものではございません。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 一定の差があると。少なく来るといえるのは、私も知ってます。共産党としても、臨時債ではなくて地方交付税で措置すべきだという立場です。コロナ危機の下で、格差と貧困が極端に拡大していることは間違いありません。このような経済状況なのに、株価が3万円を突破するなんてあり得ないことです。資産10億ドル以上の超富裕層のことをビリオネアと呼ぶそうですけれども、コロナ禍の1年間で日本のビリオネアの資産額は12.2兆円から24.4兆円に、2倍に増えたそうです。フォーブスのデータです。

一般国民の暮らしはどうか。言うまでもありません。追い詰められ、貧困が拡大しています。国と地方自治体の財政のあり方がどうあるべきか。明確ではないでしょうか。所得再分配機能強化して、格差を縮小し、貧困をなくすことです。株価の買い支えにお金をつぎ込むのではなくて社会保障に回す。逆進性の強い消費税の減税に回すことです。貴重な年金の積立基金で株価を買い支えるのではなくて、年金支給額の引き上げに回すことです。

東大和市で言えば、大企業3社だけに2,500万円引き下げた道路占用料を元に戻すことです。コロナ危機で市民の暮らしが厳しくても、お構いなしに値上げするのではなくて、市からの繰入額削減計画を一時的にでも凍結して、国民健康保険税の値上げを中止することです。これが市の行財政の基本に据えられなくてはならないのではないでしょうか。いかがでしょうか。

○**企画財政部長（田代雄己君）** 所得の再配分というお考えでございましてけれども、所得の高い方には重い負担を、そして低所得者の方には御配慮というお考えだと思います。国の制度につきましては、私ども何ともお答えしようがないわけですが、東大和市としましては、国民健康保険税、介護保険料の改定も検討しているところでございますが、低所得者の配慮という形では、そういう趣旨で検討して対応しているものと認識しております。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 先ほど6月議会で、都の交付金、具体化しなかったって言いましたけれども、その後、7月臨時会で、市は国と都の交付金、その時点では10億円、これを具体化してコロナ施策を打ち出しました。これは大変いいことで、評価するものです。

ただ、その中でコロナ前に組んだ当初予算に計上されていた病児・病後児保育事業が載っています。何年も前から市が実施している大切な事業ですが、コロナ交付金が充当できる事業だということが分かったそうで、交付金をこの事業に充てました。交付金をフル活用して、市民の命と暮らしを守る新たな施策をどう展開したらいいだろうというときに、この交付金を新たな事業に割り振らずに、従来の事業の財源とし、市財政の助けに使う。私は、ここにも市の貯金を増やすことを最優先にする姿勢が表れているのではないかとあきれました。

ちなみに、GIGAスクールも、コロナ前からあった事業で、補助金以外の5億6,000万円のほとんどにコロナ交付金を回すのではなく、できる限りの財源をコロナによって新たに発生した課題に向けられるようにすべきと考えます。

自動窓口受付システムも、幾つかの機能を付加すれば、コロナ交付金の対象となるということで、リース契約を解除して購入に転換したという流れです。国や東京都の財源をできる限り生かすということはいいことですが、コロナ交付金に限っては、コロナ危機に見舞われて、新たな対策が必要となる。そこに限定して活用すべきだと思います。市民の理解を得られる活用を求めています。

次に、3番目の国民健康保険税の値上げについてです。

多摩26市で、令和3年度の国民健康保険税値上げを予定している自治体名を資料要求したところ、府中市1市しか名前が挙がってきませんでした。確認します。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 資料をまとめた段階では、公表されておりましたのが、府中市だけでしたので、そのように資料のほうを提供させていただきました。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） いずれにしても、今年度、値上げは極めて少数派です。

近隣を調べました。立川市、武蔵村山市、小平市、瑞穂町、東村山市、清瀬市、東久留米市、全て値上げ中止、据え置きばかりでした。小金井市や日野市も、値上げの諮問そのものを見送りました。立川市は値上げを諮問しましたが、コロナで生活に大きな影響を及ぼしているということから据え置くという答申、市長は答申の尊重を表明しています。立川市の運協は、令和5年までに赤字繰入れを解消するとしていましたが、2年繰り延べて令和7年にするとしました。瑞穂も、値上げ諮問に対して据え置きの答申です。武蔵村山市は、値上げ案を含む3案が諮問され、値上げをせずに12年間で赤字繰入れを解消するという計画を、さらに1年繰り延べるという答申です。23区も一般会計からの国保会計への繰入れについて、来年度は削減せずに、今年度と同率とすることを決めました。東大和市はどうして、一般会計からの赤字繰入額を計画どおり削減し、値上げを強行するのですか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 多摩26市の財政健全化計画、確認いたしますと、そもそも令和3年度に、保険税率の改定を計画していない自治体もあるものと認識してございます。また、各市、令和3年第1回定例会における議案が徐々に公表されておまして、その中に八王子市や町田市につきましては、国民健康保険税条例の一部改正の議案が上程されている、こういった動きも確認してございます。多摩26市、全ての市で各市の考えを反映させて、財政健全化計画を策定しております。内容につきましても、一律のものではございません。計画遂行に関する様々な判断につきましても、各市それぞれの判断に基づきまして行っているものと認識してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） だから、東大和市の判断を聞いてるんですよ。他市は、コロナ危機で市民の暮らしが大変になっているからという理由で、来年度の国保税の値上げを見送っている。または、一般会計から国保会計への赤字繰入れの削減を凍結している。

ところが、東大和市は、計画どおり赤字繰入れを削減して、そのことで9,400万円の値上げを国保加入者に押しつけるという判断をした理由を聞いてるんです。東大和市は、コロナ危機で市財政が大変になるからと言って、積立基金を一層積み上げるとして、計画どおり一般会計からの繰入れを削減する。こういうことでは

ないのか。これでは、コロナ危機下での市の行財政運営のあり方、東大和市のあり方が厳しく問われるのではないのか。いかがですか、市長。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険にはですね、一定程度の所得に対しまして、7割・5割・2割の均等割軽減がございます。ですから、所得の低い世帯に対する配慮が制度上なされてございます。また市ではですね、令和3年度はコロナの影響によりまして、収入が一定程度減少する見込みの世帯に対しまして、市独自の保険税減免策を実施することで、収入減世帯への配慮を行いたいと考えてございます。市長の答弁にもございましたけども、こうした市独自の減免策を行うのは、26市の中では現状では当市だけでございます。こうした様々な配慮の上、コロナ禍の中でも、なおお税力のある方には、国民健康保険財政健全化において、必要とされる保険税を応分に御負担いただきたいと考えておるものでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 国保加入者は、担税力なんかないじゃないですか、だって。サラリーマンに比べても所得が極端に低いと。ところが、保険税は極端に高いというのが事実じゃないですか。これは国も認めてる、市も認めてることじゃないですか。そういうところに値上げするというのが、おかしいって言っているんです。

市はこれまで3月議会において、保険給付費の直近までの実績等に基づいて、不足しそうであれば補正予算で増額補正するなどの措置を取ってきました。現時点で分かる直近までの今年度保険給付費の額と同月までの前年度の実績、これらによる前年度比、どうなっているのか。また、それらを踏まえた今年度の見通しについて、保険給付費ですね、伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 令和2年度におきまして把握しております直近の医療給付費につきましては、主に12月診療分までのものとなっております。平成31年度とも前年度比で申し上げますと、平成31年度が約47億8,000万円、令和2年度が約45億2,000万円でございます。前年度比では、約5%の減少となっております。

1月からの緊急事態宣言による影響が、どの程度のものになるのか見通すことは困難でありますので、この推移のままていくと仮定した場合、医療給付費総額といたしましては、令和2年度は平成31年度よりも一定程度減少するものと見込んでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 前年度から5%減というと、前年度57億円ですから、そこから5%減。今回の予算では58億4,200万円の給付費を計上していますから、ここを大幅に下回るということになるだろうと思います。そうすると、国保会計に、基金に積み立てるお金はもう少し増えるという結果になるだろうと思います。

コロナ危機での減収に対する減免の問題、先ほど御答弁ありました。今年度は国の全額負担で実施されました。市が何度も言及している26市で東大和1市だけが、この制度を参考に引き続き実施するという、これは高く評価するものです。全国商工団体連合会も国に対して継続を求めているもので、本来、国が継続すべきものでもあります。高く評価しますが、2,600万円かけてこの制度をつくるんだから、9,400万円の値上げに賛成してくれと言われても、とても賛成できないというふうに私は思います。この制度の概要についても伺おうと思いましたが、時間の関係で予算質疑に回したいと思います。

次に、4番のところです。コロナ危機下であっても、事業を継続してもらいたいということでした。しかし、これが可能な状況なのか。介護保険制度導入以来、幾度も介護報酬改定されましたが、消費税増税対応分を除き、処遇改善加算を除いた本体部分の実質改定率は、この20年間でマイナス6.44%となっています。さらに、コロナ禍で大幅減収に襲われています。市が事業所に20万円ずつ助成金を支給したことは、大変ありがたいこ

とだというふうに、この点でも思いますけれども、不十分なことだというふうに思います。東京商工リサーチの調査では、2020年の老人福祉・介護事業の倒産は過去最多を更新しました。国の責任で減収補填すべきと考えますが、市の考えを伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 国が公表いたしました第8期介護報酬の改定におきましては、全体で0.7%の増額となっております。このうちですね、通所介護、あるいは短期入所生活介護などですね、コロナ禍によりまして利用控えの影響を受けた業種につきましては、1.7%と平均値を上回る増額改定をしております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所に対しての配慮したものというふうになっております。

またですね、コロナ対策でかかり増し経費が生じた施設につきましては、国は第1次補正予算、あるいは第2次補正予算でそれぞれ支援をしております。市といたしましても、先ほど議員がお話しされましたように、その助成金を支給するほか、アルコール、マスク、あるいは手袋といった各種の衛生用品、これを無料で配布しております。介護事業所の事業支援を支えているところであります。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） コロナ禍であっても、介護事業を続けてほしいって、さっきの市長答弁だったわけですけども、大変厳しいんじゃないかと思ってるわけです。人材不足も深刻です。ホームヘルパーの年齢構成は60代以上が4割を占め、80代が重要な戦力になっている。20代は4%に過ぎません。高齢の従事者が感染をおそれて次々退職するという事態になっています。

ケアマネジャーも、1998年の合格者は9万1,000人、2017年は2万8,000人でしたが、18年は5,000人、19年は8,000人で激減しています。介護保険給付費に連動させずに国費を投入して、賃金を大幅に引き上げなくては、介護保険そのものが崩壊するという事態ではないかというふうに思います。市の見解を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護人材不足の課題につきましては、国は処遇改善加算、あるいは特定処遇改善加算など、処遇上の改善を行いまして、またですね、あるいはICTですとか、それからロボット技術の導入によりまして、効率性と、それから従業員の負担軽減というものを図っております。こういったことで、介護職場における労働条件や労働環境の向上に努めております。

またですね、報道によりますと、来年度から厚生労働省の新規事業といたしまして、無資格者が初任者研修を受けた場合に10万円の給付金を出すと。さらには、就職支援金といたしまして、20万円を貸し付けまして、2年間、介護事業所の現場で働きますと、その返済を免除すると、こういう事業を始めるとのことであります。こうした事業によりまして、介護人材不足の解消が図られることを期待しているところであります。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 介護保険、大変な危機的な状況だと思います。保険あって介護なしという状況も待たないだと思います。特養ホームに大量の待機者がいるなどは、国家的詐欺と言われても仕方がありません。東大和市では、第9期に間に合うように特養ホーム整備を、この期間に進めるということですが、土地や事業者のことを考えれば速やかに着手するということになると思います。どの土地を想定して、どのような施設を造るのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 特別養護老人ホームにつきましては、団塊の世代が全て後期高齢者になる2025年のみならず、団塊ジュニアが高齢者になる2040年の状況も踏まえまして、市内で100床規模の施設は必要というふうに認識しております。

なおですね、施設整備につきましては、公有地の活用、これを基本に考えておりますが、国有地のほか都有

地あるいは市有地も候補となり得るものであります。現段階では、どこかということは特定されておりません。検討中ということでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 急いでいただきたいと思えます。

次に、来年度、介護保険料、100円の値上げということですが、これしないために必要な額は幾らになるのか伺います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 介護保険料の改定を行わないために必要な額についてでございますが、正確な推計については行っておりませんが、基金の取り崩し額といたしましては、あと約1億円程度は必要になるものと想定してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 予算の限りでは、現段階で7億5,000万円ほどの介護基金が年度末に残る予定。そのうち7億円を取り崩すということで、値上げを抑えるということになっています。保険給付費と地域支援事業費については、1度も補正予算で減額していません。しかし、コロナ危機の下、介護控えが大きな減少要因となっています。保険給付費と地域支援事業費の今年度直近の給付実績と同時期の前年度実績、対前年度比を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 保険給付費と、それから地域支援事業費につきまして、平成31年度と、それから令和2年度のそれぞれの年度の4月から12月までの9か月間の実績額を比較いたしますと、1,000円未満の端数をカットいたしますと、次のようになります。まず平成31年度につきましては、45億1,771万円ということになります。次に、令和2年度になりますと、47億727万円ということになります。対前年度比の比率でございますが、令和2年度につきましては4.2%ほど増加しておるということでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 2019年と比べて4.2%増の給付費増ということですが、2019年は60億968万6,000円というのが給付費でしたから、ここから5%、4.2%じゃなくて5%増えたとすると63億1,017万円の給付になる。ところが、2020年度の予算は75億8,131万円です。組まれてますから、この乖離は12億7,114万円になります。仮に市の負担分12.5%として1億5,889万円が、今の予算から黒字要因になる。今5,000万円の基金、それでもまだあるわけですから、1億5,000万円足すと2億円、1億円をさらに取り崩して、100円の値上げを抑えることは可能だということになると思えます。値上げは必要ない。きちっと今の状況を見れば。ここにも、コロナ禍で厳しい暮らしを余儀なくされている市民に負担はかけないように、知恵と力を尽くすという姿勢の弱さが表れているのではないかと、私は思います。介護保険の値上げ、撤回すべきと思いますが、見解を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 令和2年度と平成31年度を比べますと、先ほど御答弁したように、約4.2%の増加ということでございますが、当然これはですね、コロナ禍におけるその緊急事態宣言の影響も受けた形での結果というふうに認識しております。

それから、緊急事態宣言につきましては2回ありましたが、2回目の緊急事態宣言下におきましては、それぞれ各施設に聞いたところですね、1回目の緊急事態宣言下よりも、利用率の減少は少なくなってきたというふうなお答えもいただいております。そういたしますと、これからまた令和3年度におきましては、まだコロナの影響があると思われそうですが、その減少の傾向というものは、今まで第1回目の緊急事態宣言下のほど、影響というものは少ないのではないかと、いうふうにも考えられます。

いずれにせよですね、このコロナの影響が来年度の給付費にどのような影響を与えるかについては、なかなか予想が難しいところでございますが、私どもとしては介護保険特別会計が不足に陥らないように、適切な額を見込んで、今回、予算を上程させていただいたということでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 私は来年度の予算のことは、話してるわけでありませぬ。今年度の実績からいって、基金がさらに積み立てられる。それを使えば、100円の値上げをしなくて済むんだっていうことを言ったわけです。来年度以降の予算のことについては、一切触れているわけではありません。それは市の責任で、来年度こういう予算を組むということがあるわけですから。私は今年度の実績からいって、介護保険料の値上げも必要なくなるということは明らかだと思います。市には、国民健康保険税の値上げ、介護保険料の値上げ、撤回することを求めます。

議場の皆さんにも、ぜひこんな値上げ、コロナ禍でやるべきではないという議会の意思を示していくことを呼びかけて、私の一般質問を終わります。

○議長（中間建二君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時 2分 休憩

午後 1時 29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（中間建二君） ここで、本来ならば木戸岡秀彦議員を指名するところではございますが、令和3年2月26日の本会議において、議会運営委員会委員長から報告がありまして、木戸岡秀彦議員に代わり、荒幡伸一議員が一般質問を行うことを認め、改めて指名いたします。

次に、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。

先日の議会運営委員会におきまして、御議論をいただきましたとおり、本来であれば木戸岡秀彦議員が、公明党会派を代表して一般質問を行わせていただく予定でありましたが、諸般の事情によりまして、私が代わって会派を代表して一般質問を行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、令和3年第1回定例会での一般質問を行わせていただきます。

今回は大きく3点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の発生から1年以上が経過し、非常事態宣言が再発令され、いまだ収束が見えない中、お亡くなりになられた方に対し、心からお悔やみ申し上げますとともに、現在治療中の方々に対し、1日も早い回復をお祈りいたします。この間、心身ともに休むこともできず、日々緊張の連続の中での対応をしてくださっている全ての医療従事者の皆様に、心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対処するため、ワクチン接種の大事業が全国で開始されました。公明党はワク

チン確保に向け、いち早くプロジェクトチームを立ち上げ、政府に提言、ワクチン確保の道が開かれました。東大和市におきましても、万全の体制で市民が安全で安心して接種されることを望みます。

そこで、①東大和市のPCR検査の実施状況についてでございますけども、東大和市では昨年9月16日よりPCR検査が開始され、かかりつけ医により、PCR検査の必要があると判断された方が対象で実施されておりますが、感染拡大が続く中、現在の状況について伺います。

また、今年に入り、東京都では医療施設等によるクラスターが多く発生しています。感染防止の観点からも、施設などの従事者に優先的に検査を実施する必要があると考えます。

そこで、お伺いいたします。

ア、感染拡大に伴い、体制や検査数に変化がありましたか。

イ、医療施設等、クラスターを防ぐため、医療従事者、障がい者施設、高齢者施設などの従事者が定期的に検査を受けられているのか伺います。

②自宅療養者、濃厚接触者に対する支援について。

昨年12月から1月にかけて、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、自宅で療養する人が増えています。自宅療養中は、原則、外出できないため、日用品、食料品などが不足し、支援がなければ生活ができない状況に陥ります。東京都では、自宅療養者支援センターが開設されていますが、広く周知されていないのが現実です。

そこで、お伺いいたします。

ア、東大和市ではどのような支援を行っていますか。

イ、国立市では、自宅療養者、濃厚接触者に対し、本人の希望があった場合、食料品及び日用品の支援を行っています。当市でも実施できないか伺います。

③ひとり親家庭への支援について。

東京都のひとり親世帯の調査では、母子家庭は約6万1,000世帯、父子世帯は約6,200世帯に上ります。現状、困っていることの1番目は家計のこと、2番目に子供の教育、進路となっています。先日、コロナ禍により、就業時間が制限され、家計に影響が出ているとのお話を聞きました。当事者にとって必要な支援が受けられるよう望みます。

そこで、伺います。

ア、東大和市ではどのような支援を行っていますか。

イ、国立市の社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響を受けているひとり親の家庭を支援する「くにたちひとこえプロジェクト」を実施し、「ごはんチケット」を配布していましたが、当市でも実現できないか伺います。

令和3年度の予算説明において、東大和市ではシニアが活躍できるまちの実現に向け、健康寿命の延伸や、介護予防の促進、認知症検診推進事業を引き続き実施し、東大和元気ゆうゆう体操の普及啓発を推進していくとあります。

現在、非常事態宣言中ではありますが、参加者の強い要望により、屋外での体操を継続して実施しているグループがあります。リーダーの方々も高齢化していく中で、東大和元気ゆうゆう体操の啓発に積極的に取り組んでおられます。推進、継続していくためには、さらに支援の必要があると考えます。

そこで、④感染防止のため、東大和元気ゆうゆう体操やサロン活動を行っている団体に、非接触型体温計の

貸出及び消毒液の支給はできないか伺います。

洋式トイレは、流した水が飛散しにくいとされています。私ども市議会公明党は、2月17日に尾崎市長に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する3回目となる要望書を提出させていただきました。その中で、小中学校及び公共施設に非接触型水栓の導入や、さらなるトイレの洋式化を図ることを明記させていただきました。これまで洋式トイレの設置については、会派として要望をし、着実に進められていますが、まだ不十分であります。

東大和市の小中学校の洋式化率は現在53%であり、東京都市区町村62の自治体のうち、53番目の設置率であります。東京都の平均が71.1%でありますので、この機会に、他の公共施設を含め、コロナ禍後も見据え、設置を推進すべきと考えます。また、洋式トイレの蓋の設置についてであります。蓋のある洋式トイレは和式と比べ、飛沫拡散防止効果があるとされています。現在、東大和市の公共施設の洋式トイレには、蓋が設置されていないところが散見されます。ぜひ設置を進めるべきと考えます。

そこで、⑤飛散の拡散を防止するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、公共施設のトイレの洋式化及び現在設置してある洋式トイレに蓋を設置することはできないか伺います。

次に、⑥ワクチン接種の現状について伺います。

そして、⑦新型コロナウイルス感染者等への差別や誹謗中傷についてであります。誰もが新型コロナウイルス感染症に感染するリスクがある中、感染者やその家族、医療従事者等が誹謗中傷を受け、偏見、差別により、サービスの利用を拒否されたり、解雇される等の実害が報告をされています。誰もが当事者となる可能性があることから、人権への配慮の啓発を進めていく必要があると考えます。

そこで、お伺いいたします。

ア、東大和市として、これまで把握している内容はありますか。

イ、コロナ禍の恐怖や不安の中にあって、思いやりの心を広げるため、「シトラスリボンプロジェクト」に参加するべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、2点目といたしまして、コロナ禍における学校行事のあり方についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、この1年、学校行事の中止や延期、規模の縮小、各種大会の予定変更や、先が見通せないことなど、児童・生徒の不安につながっているのではないかと思います。その中で、教育現場に携わる教職員の皆様も御苦労されていることと思います。現状、収束が見えない、見通せない中、このときだからこそできる、子供たちに思い出が残せる工夫をぜひお願いいたします。

そこで、以下、お伺いいたします。

①令和2年度の学校行事に対するコロナ禍の影響はどのようなものがあり、どのような対策を取りましたか。

②今後、コロナ禍における学校行事の運営について、各種行事の代替え措置も含めてどのような対応を考えているのか伺います。

最後に、3点目といたしまして、コロナ禍によるごみ処理についてであります。

東大和市では、これまで家庭廃棄物指定収集袋の有料化に伴い、市民の皆様の御努力によって廃棄物の排出量が減少してきました。しかしながら、コロナ禍での自粛要請、テレワークの推進などにより、自宅で過ごす機会が増え、ごみの排出量が増えています。増加に伴い、ごみの収集業者等、エッセンシャルワーカーの皆様は、感染リスクを抱えながら、日々、市民のため業務に取り組まれていることに、心から感謝申し上げます。リスクを軽減するためにも、廃棄のマナーの向上が求められています。

そこで、以下、お伺いいたします。

①感染拡大を防止するためのごみの出し方、マナーの周知についての現状と課題はどのようなものか、お伺いいたします。

②昨年からのコロナ禍でのごみの排出量の推移はどのようになっているのか、お伺いいたします。

③コロナ禍の影響により、ごみの排出量が多くなっている場合、市民のごみ排出における負担軽減を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

壇上での質問は以上とし、再質問に関しましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、PCR検査の実施状況についてであります。市では東大和市医師会と協力し、令和2年9月から市内にPCRセンターを設置し、週2日の検査を実施しております。1日当たりの検査件数を当初は6件としておりましたが、PCRセンターの円滑な運営状況により、令和2年11月末から1日当たりの検査件数を8件に増やしております。さらに、令和3年1月以降の感染拡大の状況から、東大和市医師会との協議により、1月中旬から検査の予約状況に応じて、検査時間を拡大することとし、1日最大12件の検査が可能となるよう、PCRセンターの拡充を図ったところであります。令和2年9月から令和3年1月までの間において、1日当たりの最大検査件数は8件となっております。

次に、医療施設、障害者施設及び高齢者施設の従事者の定期的なPCR検査の実施状況についてであります。市では市内の医療施設、障害者施設及び高齢者施設における従事者の定期的なPCR検査の実施については、把握はしておりません。高齢者施設などの従事者につきましては、広域的な入所系の施設に対しては東京都が、グループホームなど居住系の施設に対しましては、市においてそれぞれ補助事業を創設し、施設運営事業者が実施するPCR検査を支援しております。なお、検査は任意であり、強制するものではないことから、施設運営事業者の実情に応じ、実施されているものと考えております。

次に、自宅療養者及び濃厚接触者に対する支援についてであります。東京都では多摩地域の自宅療養者の方を対象に、令和2年11月に自宅療養者フォローアップセンターを開設し、LINEを活用した健康観察や、自宅療養中に必要な食料品の配送及び24時間対応専用医療相談による支援を、また令和3年1月15日からは、酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターの貸与を開始していると聞いております。市では、新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者について、氏名、住所など個人を特定する情報を把握しておりませんことから、現在、自宅療養者及び濃厚接触者の方への支援は行っておりません。

次に、自宅療養者などに対する支援についてであります。国立市のホームページによりますと、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者及び待機者のうち、希望される方が保健センターに自ら連絡し、保健センターの聞き取りの後、関係部の職員が希望に応じて市と協定を結んでいる店舗のパッケージを、自宅に配送する支援を行っているとのこととあります。東京都におきましては、多摩地域で先行実施していた自宅療養者への食料品の配送支援などの対象地域を、令和3年1月25日から東京都全域へと拡大しております。市では、陽性者の方、自らが相談支援を希望される場合は、各部署がそれぞれの所管業務において、相談などに対応することとしております。また、現時点では、陽性者の方から具体的な相談等がないことから、食料品等の配送支援の実施については検討しておりません。

次に、ひとり親家庭への支援についてであります。市では新型コロナウイルス感染症により、低所得のひとり親家庭の心労が重なっている状況や、学校休業等に伴う養育のための支出増及び休職等による収入減への支援として、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯を対象に、ひとり親世帯への臨時特別給付金事業を実施し、昨年12月の国による再度の支給策が決定された際には、近隣市では一番早く給付をしております。さらに、東京都からの委託を受け、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯を対象に、食料品等を提供するひとり親家庭支援事業を実施しております。

次に、食事券配布によるひとり親家庭への支援についてであります。国立市での取組は社会福祉協議会が主催し、地域の飲食店に協力を呼びかけて行ったプロジェクトであると聞いております。市では、無料または安価で食事を提供する子ども食堂の実施について、事業者等からの問い合わせがあれば、東大和市社会福祉協議会と連携し、情報提供等を行っており、先日も市内飲食店にて1日限定ではありますが、子ども食堂が実施されたところでもあります。今般の新型コロナウイルスの経済的な支援策として、当市を含め、各市が様々な取組を実施しているところではありますが、時期に応じた施策の緊急度や優先度を適切に判断していく必要があると考えております。

次に、市民による自主活動グループに対する新型コロナウイルス感染防止への支援についてであります。令和2年4月から5月にかけて出されていた緊急事態宣言解除後に、東大和元気ゆうゆう体操や、サロン活動等の自主活動グループの活動が再開されるに当たり、当時、入手が困難であった手指消毒液の配布を行ったところでもあります。その後におきましても、在庫に限りはありますが、手指消毒液を使い切ってしまったグループに対して、配布を行っているところでもあります。なお、非接触型体温計の貸出しについては、現在実施しておりませんが、一部の自主活動グループでは、既に団体で用意されているところもあると認識しております。自主活動グループの活動状況等を見ながら、今後、対応を検討してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、公共施設のトイレの洋式化及び洋式トイレの蓋の整備についてであります。蓋のある洋式トイレは、和式トイレと比べて、飛沫拡散防止に一定の効果があるとされていることは認識しております。現在、交付金につきましては、国の令和3年度第3次補正予算を受けまして、新たな取組について検討を進めているところでもあります。各公共施設や小・中学校では、トイレの洋式化や蓋の取付け、手洗い場の自動水栓化なども含めて、感染リスクの低減及び予防策について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、ワクチン接種の現状についてであります。市民の皆様へ1日も早く、新型コロナウイルスワクチンを接種していただけるよう職員体制を強化するとともに、東大和市医師会との定期的な会議を開催するなど、接種体制の構築に向けた様々な準備を進めているところでもあります。現時点では、市内のかかりつけ医などによる個別接種と、公共施設を活用した集団接種の併用について検討しております。また、3月中旬以降に、65歳以上の市民の皆様へ接種券の送付を行い、4月中の接種開始に向け準備を進めております。

なお、市民の皆様からの問い合わせ対応窓口として、本日3月1日から、新型コロナウイルスワクチン接種に関する専用のコールセンターを開設したところでもあります。本コールセンターにつきましては、接種券送付後のワクチン接種予約対応窓口として機能させることも想定しております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連した差別などの把握についてであります。市ではこれまでのところ、医療従事者をはじめ感染者やその周囲の方々に対する差別、偏見及び誹謗中傷などについて把握はしておりません。

次に、シトラスリボンプロジェクトへの参加についてであります。市では新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見をなくすことなど、人権への配慮について、市公式ホームページ等において、市民の皆様へ冷静な行動の呼びかけなど、情報発信に努めております。シトラスリボンプロジェクトは、ホームページによりますと、愛媛県の有志の方々が始めたもので、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、「ただいま」、「おかえり」の気持ちを表す活動を広めているとのことであります。シトラスリボンプロジェクトへの参加については、現時点では検討しておりませんが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染予防の呼びかけとともに、差別的扱いの防止など、人権への配慮について、市民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍における学校行事のあり方についてであります。令和2年度の学校行事につきましては、その多くが感染拡大防止の観点から、例年どおりの実施は難しい状況であり、コロナ禍による影響を大きく受けたところでもあります。各学校におきましては、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインに基づいた対策を取りながら、今できる教育活動の中で様々な工夫をするなど、教育活動の充実に努めたところでもあります。今後も当ガイドラインを踏まえた対策を講じた上で、各学校において児童・生徒の心に残る学校行事を計画し、実施してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための廃棄物の排出方法や、マナーの周知の現状と課題についてであります。廃棄物の排出方法につきましては、感染を予防するため、使用済みマスク等のごみに直接触れることのないよう、袋をしっかりと縛って排出することや、ペットボトルは、一定期間、家庭内で保管してから排出することを、市公式ホームページや、ごみ分別アプリなどにより周知しております。課題につきましては、市民の皆様が新しい生活様式の中で、自らも感染しない廃棄物の排出方法に取り組んでいただけるよう、意識改革に取り組むことであるとと考えております。

次に、コロナ禍での廃棄物の排出量の推移についてであります。可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの合計で、令和2年8月は約1,315トン、9月は約1,311トン、10月は約1,367トン、11月は約1,318トン、12月は約1,365トン、令和3年1月は約1,219トンになっております。

次に、コロナ禍でのごみ排出における負担軽減についてであります。現在、小平・村山・大和衛生組合では、老朽化したごみ焼却施設の更新に伴い、令和3年4月以降、可燃ごみの一部を近隣自治体で処理していただく広域支援を予定しております。また、新たに稼働した施設の地方債償還が、令和3年度から始まることから、追加の財源負担を伴う負担軽減につきましては難しい状況であります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) コロナ禍における学校行事のあり方についてであります。令和2年度の学校行事につきましては、感染拡大防止の観点から、運動会や学芸会、また修学旅行などの宿泊行事を中止するなど、大きく影響を受けていたところでもあります。各学校においては、その対策として、従来の学校行事を簡略化したり、代わりとなる学校行事を実施したりするなど、教育活動の充実に努めてまいりました。具体的な例としましては、多くの学校で、運動会に代わり学年ごとのスポーツ大会などを実施いたしました。中学校では、卒業学年である3年生が、楽器の演奏やダンスなどの発表会を実施した学校のほか、日帰り校外学習を計画した学校などがありました。また保護者に向けては、教育活動の様子や作品などの動画配信を実施するなど、できる限りの工夫をし、学校行事に取り組んでまいりました。

次に、令和3年度の学校行事への対応についてであります。教育委員会では様々な学校行事について、十

分な新型コロナウイルス感染予防策を講じた上で、計画実施を検討するよう各学校に指示したところであります。今後も引き続き、児童・生徒の心に残る充実した学校行事の実施に向けて、各学校を支援してまいります。以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

1点、先ほど壇上で、1の⑤のところですが、「飛沫」と言うところを「飛散」というふうに読んでしまったようでございますので、訂正をお願いいたします。

では、再質問をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症対策についての①PCR検査の実施状況についてでございますけれども、東京都の感染の割合として、家族による感染、次に高齢者施設での感染が多くなっています。当市においても、複数の施設において陽性者が発生しています。議会が要求した資料によりますと、介護サービス事業者17施設、障害福祉サービス事業者37施設のうち、検査を実施した施設はともに1施設です。施設での感染が拡大している中、市として施設の従事者へのPCR検査に対し、推進していくべきというふうに考えますけれども、その点についていかがでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 障害福祉課におきましては、2月19日に開催されましたグループホーム事業所連絡会において、再度、PCR検査補助制度の周知に努めたところでございます。その結果、1施設において追加の交付申請があり、合計2施設で実施していただくこととなったところでございます。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 高齢介護課におきましても、PCR検査の意義、これを御説明の上、申請を促すために各施設に電話をかけております。その結果ですね、2施設が新たに申請をいたしまして、高齢者施設につきましては合計で3施設が補助申請をしているということでございます。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。引き続き推進していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、②自宅療養者、濃厚接触者に対する支援についてでございますけれども、現時点では食料品等の配送支援の実施について、検討していないということでございましたけれども、1月に感染が確認された自宅療養者と濃厚接触者の家族の話をお伺いいたしました。待機中、外出ができないため、買物にも行けず、食料が不足し、保健所の方に相談したところ、必要最低限の買物の許可が出たそうでございます。これは極めて危険ではないかというふうに思います。

また東京都では、食料支援などを行っておりますが、当事者は知らないケースがあります。市としても広報し、具体的な支援の相談があった場合、食料品等の支援の検討をするべきというふうに考えますけれども、その点についていかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 当市の新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の方に対する助言、指導につきましては、東京都多摩立川保健所が、国立感染症研究所感染症疫学センターが策定する新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領に基づき、行っていると聞いております。この実施要領におきましては、濃厚接触者の方への対応として、やむを得ず外出する場合には、マスク着用及び手指衛生などの感染予防策を指導するとされております。

また、東京都に確認しましたところ、自宅療養となる方に対しては、保健所が食料品等の配送の利用の希望

の有無を確認し、利用希望がある場合には、利用希望者のリストをフォローアップセンターに提出し、フォローアップセンターにおいて利用希望者に連絡し、食物アレルギーの有無など、食料品に関する配慮事項を確認してから、食料品を配送するとのことでありました。また、配送に当たっては、配送業者が配達前に利用者に電話連絡の上、自宅前に置き配し、確実に受け取っていただけるようにしているとのことでありました。

また、国立市が実施しております新型コロナウイルス感染症自宅待機者等の支援につきまして、国立市に確認しましたところ、保健センターで、保健師が利用希望者から、現在の状態、経過、療養期間、心配事、世帯状況などを確認し、担当課への振り分けを行っているとのことでありました。担当課は、世帯の状況により、高齢者支援担当、子育て支援担当、生活困窮支援担当などとなるとのことでありました。担当課は、世帯の状況により、利用希望者と支援物資について、担当課の職員が調整を行った後に物資を準備し、自宅へ届けているとのことでありました。

国立市では、令和2年6月からこの支援を実施し、実績としては、10月に最初の相談があり、令和3年2月15日の時点では、相談件数は27件、実際に利用した件数は25件となっており、一月ごとの最大利用件数は、令和3年1月の13件が最大であったとのことでありました。市では、自宅療養者や、濃厚接触者の方、自らが相談支援を希望される場合は、各部署において対応しております。

また、食料品等の配送支援を希望する方につきましては、保健所を紹介したり、状況によっては、保健所への連絡調整などの対応を行ってまいりたいと考えております。市独自の食料品支援の実施につきましては、他市の状況などを把握するなどし、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 4分 休憩

午後 2時 8分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

実際、困っている家族があったわけですので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、③ひとり親家庭への支援についてでございますけれども、当市でも様々、支援策を行っていただいていることは理解をいたしました。国立市などの事業を参考にいただき、困っている御家庭に、さらなる支援が届きますよう御検討をよろしくお願いをいたします。

次に、④感染防止のため、東大和元気ゆうゆう体操やサロン活動を行っている団体に、非接触型体温計の貸出及び消毒液の支給はできないかということでございますけれども、このコロナ禍であっても、感染拡大防止に細心の注意を払いながら活動して下さっている皆様及び参加者が、安全で安心に続けることができるように、さらなる支援を要望いたします。よろしく願いいたします。

次に、⑤公共施設のトイレの洋式化及び現在設置してある洋式トイレに蓋を設置することはできないかでございますけれども、洋式トイレ及び洋式トイレの蓋に関しては、検討していただけるというふうに認識をいたしました。特に避難所となる小中学校の体育館においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とともに、東京都では防災機能強化のための公立学校施設トイレ整備支援事業が、令和4年まで延長されます。

児童・生徒の安全な環境と、避難所としての機能向上のためにも、この期間に、ぜひ洋式トイレ及び蓋の設置を検討していただきたいというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 国の臨時交付金と東京都のトイレ整備支援事業の延長につきましては、認識しているところでございます。避難所となります学校体育館のトイレにつきましては、中学校では全て洋式化済みでございますが、小学校におきましては和式便器が残っておりますことから、洋式化について引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ぜひ、前向きによろしくお願いをいたします。

次に、⑥ワクチン接種の現状についてでございますけれども、今定例会の初日に、様々質疑をさせていただきましたが、その後、進捗などがありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○**福祉推進課長（嶋田 淳君）** ワクチン接種に関しましての2月22日以降の進捗状況についてであります。市長から御答弁申し上げた内容以外の動きといたしましては、2月24日付の河野大臣の記者会見におきまして、4月5日の週に全国へワクチン100箱を供給し、数量限定ではあるが、4月12日、月曜日から高齢者向けの優先接種をスタートさせるとの発言がありました。このうち、東京都へは2回接種分として4箱、これは2,000人で約4,000回接種分となります。この分の供給となるようであります。さらに、4月12日の週に、東京都へさらに20箱、またその翌週、4月19日の週にも東京都へ20箱を供給しまして、4月26日の週には、全国全ての市町村にワクチンを配布すると示されました。

しかしながら、現状におきまして、4月19日の週までに東京都に供給される計44箱、こちら2万2,000人分となりますけれども、このワクチンを都下の市区町村にどのように数を割り当て配分するかは、東京都が行うこととされておりまして、現時点で東大和市に配分されるかどうかは不明であります。

さらに、これも報道によるとですね、やはり河野大臣、26日にですね、ワクチンの65歳以上の高齢者向け接種に関し、全国で対象となる約3,600万人分を6月末までに全自治体に配送すると、このような発言もされております。いずれにいたしましても、遅くとも4月26日の週に配布される分については、東京都から東大和市へのワクチン配分量が示されると、このように考えておりますので、市民の皆様へのワクチン接種が速やかに行えるよう、東大和市医師会との緊密な連携の下、接種体制の構築の議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** よろしくお願いをいたします。

本当に情報が錯綜しておりまして、スケジュール管理が大変だというふうに思いますが、市民の安全と安心のため、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、⑦新型コロナウイルス感染者等への差別や誹謗中傷についてでございますけれども、他者への想像力が枯渇するとき、差別は繁殖しますというふうに語るのには、社会学者の好井裕明氏でございます。また、著書、「他者を感じる社会学」では、差別は特別な誰かが起こす限られた社会問題ではないと、差別を受ける人がどれほど苦悩し、憤り、困窮しているか、他者に対する想像力の欠如によって、誰もが差別する可能性がある。それを防ぐには、他者へのより深く豊かで、しなやかでタフな想像力が必要であるというふうにあります。

コロナ禍の中で、感染者・医療従事者などへの差別や、自粛警察と呼ばれる現象が問題となっております。そうした行為の背景には、目に見えないウイルスに対する恐怖や不安があるとされています。しかし、その感情

を向ける相手は、自分と同じように毎日の生活を営む人間であります。一人一人に、家族などの大切な存在があることを忘れてはならないというふうに思います。普通に「おかえり」「ただいま」という声が聞こえてくる東大和市が続くように、ぜひシトラスリボンプロジェクトへの参加を要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、2、コロナ禍における学校行事のあり方についてでございますけども、けなげに我慢を続けている児童・生徒のためにも、心に残る学校生活が送れますように、よろしくお願いいたします。

次に、3、コロナ禍によるごみ処理についてでございますけども、負担軽減は難しい状況とのことございました。埼玉県の幸手市では、可燃ごみ袋配布事業として、コロナ禍で在宅時間増加に伴う家庭ごみの増加に対する負担を軽減し、感染症対策に配慮したごみ処理を行うため、市内一般家庭に可燃ごみ袋を配布、引き換えはがきを郵送、指定場所で引き換えを行っています。また、清瀬市では、新型コロナウイルスの影響による家計負担を軽減するため、昨年、全世帯に指定袋60枚を無料配布いたしました。東大和市として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、市民の負担軽減とマナーアップを図るため、ごみ袋配布とともに、ごみ出しマナーの徹底を図るお知らせをレターパックに同封し、進めることはできないかというふうに考えておりますけども、その点についていかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 手数料に関わります軽減につきましてははですね、冒頭の市長答弁にありますとおり、現状では難しいという状況でございます。しかし、一方ですね、当市の場合、他市に先駆けましてですね、ペットボトルの民間事業者との共同によります事業の取組、それとまた本年2月から開始いたしましたジモティーとの不用品の民間を活用したリユース事業、こちらのほうに取り組んでおりまして、負担に、気持ちとして思う部分についての軽減というところではですね、そういった排出機会の拡大をですね、今までと同様に今後も引き続き拡大をしてみたいと思っております。そのことを市民の皆様にはですね、1人でも多く活用していただけるように、今後も周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

いろいろと御努力をしていただいていることは、理解をしているところでございますけども、何らかの機会にぜひ検討していただきたいというふうに要望させていただきます。

今の要望をもちまして、今定例会での一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○市長（尾崎保夫君） 私のほうで御答弁申し上げました4の1の⑤ということで、飛沫のところでございますけども、交付金につきましてですね、「令和3年度」3次補正と申し上げましたが、「令和2年度」ということでございます。訂正させていただきます。大変失礼しました。よろしくお願いいたします。

○議長（中間建二君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実川圭子君

○議長（中間建二君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでにない対応が市民にも、行政にも求められました。それぞれが置かれた立場で、日常生活を続けられるよう工夫をしながら対応してきました。新しい生活

様式と言われる中、日々の暮らしを支える福祉の現場で、これまでの介護や介護予防事業、障害福祉サービスなどの継続性が求められます。そこで、現状や課題など、以下の点について伺います。

1、新型コロナウイルス感染症の福祉への影響について。

①介護及び障害福祉サービスの利用者及び事業者の感染状況、PCR検査の実施状況と事業者への支援について。

②在宅で介護する家族等が新型コロナウイルスに感染し、ケアできない場合の緊急対応について。

③介護が必要な陽性者が自宅療養になった場合の対応について。

④高齢者ほっと支援センター、高齢者見守りぼっくす、見守り・声かけ活動、ふれあいなごやかサロン活動等の新型コロナウイルス感染症の影響と課題について。

⑤一人暮らしの高齢者に対する生活上の支援の構築について。

次に、散策ができるまちの整備について伺います。

新型コロナウイルス感染症は、外出自粛、テレワーク、人との距離を保ち、密を避けるなど、人々の暮らしにも変化をもたらしました。そのことに伴い、近隣の散歩、とりわけ市内の公園や緑地、多摩湖や空堀川、奈良橋川、野火止用水沿いなど、水や緑に親しむ人が格段に増えたように思います。改めて東大和市の環境のよさを感じ、快適に散策ができるようなまちづくりを、ぜひ進めていただきたいと考え、次の点について伺います。

①外出自粛やテレワークなどで自宅で過ごす人が増える中、体力づくりや気分転換のために、市内を散歩する人が増えました。散策を進めるための整備について伺います。

ア、トイレ、ベンチなどの設置について。

イ、樹木や花壇などの整備について。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については、自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、介護及び障害福祉サービスの利用者及び事業者の感染状況、PCR検査の実施状況、事業者への支援についてであります。市内における福祉サービスの利用者及び事業従事者におきましては、皆様の努力によりまして感染者が少ない状況であります。感染者が発生した事業所においては、保健所の指導の下、感染拡大が生じることのないよう適切に対処していただいております。PCR検査につきましては、広域的な入所系の施設に対しては東京都が、グループホームなど居住系の施設に対しては市において、それぞれ補助事業を創設し、施設運営事業者が実施するPCR検査を支援しております。なお、検査は任意であり、強制するものではないことから、施設運営事業者の実情に応じて実施されているものと考えております。また、事業者への支援であります。これまで日常的な業務等における衛生の確保のため、国や東京都と連携して、事業所へマスクや手指消毒液配付をはじめ、事業継続支援としまして助成金の支給を行っているところであります。

次に、在宅で介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し、ケアできない場合の緊急対応についてであります。介護を要する方が住み慣れた地域で生活の継続ができ、また罹患した家族等が安心して療養に専念できる環境を整えるため、介護を要する方が緊急一時的に利用できる宿泊施設等の確保や、支援員等の配

置などに関する予算を確保するとともに、受入体制を整備したところであります。

次に、要介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養となった場合の対応についてであります。現在、新型コロナウイルス感染症に感染された方への対応については、保健所が実施をしているところでありますが、介護を要する方につきましては、一般に高齢者や、何らかの疾患を有している者と考えられ、感染により重症化リスクが高いことから、医療機関への入院対応が基本になるものと認識しております。しかしながら、国が令和3年2月5日に発出した通知においては、感染した要介護高齢者が、病床の逼迫により入院できない場合には、居宅介護支援事業所、または地域包括支援センターが保健所と連携して、訪問系の居宅サービスの必要性を検討することと記載されております。この内容につきましては、国や東京都から詳細な説明はなく、現段階では具体的な実施方法について情報収集をしているところであります。

次に、高齢者ほっと支援センターや、高齢者見守りぼっくすの事業活動、社会福祉協議会の見守り・声かけ活動や、ふれあいなごやかサロン活動などにおける、新型コロナウイルス感染症の影響と課題についてであります。高齢者ほっと支援センターなどは、感染防止措置を講じた上で窓口相談を行うとともに、訪問については電話確認を基本に、真に必要な場合に限り短時間で訪問するなど、感染対策を実施しながら業務を継続しております。また、社会福祉協議会からは、見守り・声かけ活動につきましては、声かけによる確認を電話対応に変えるなどの工夫をしており、ふれあいなごやかサロン活動につきましては、2回目の緊急事態宣言により、活動自粛が拡大していると聞いております。

次に、単身世帯の高齢者の生活上の支援についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者の生活上の自粛が広がり、特に単身世帯の高齢者にとりましては、対人的な接触の機会が減少しているものと認識しております。このことにより、フレイルや認知症のリスクが高まることから、市では介護予防の動画配信を開始するとともに、元気ゆうゆうポイント事業の拡充を図るなど、自宅時間が長くなった高齢者に対する介護予防の支援を実施しております。

次に、散策できるまちの整備についてであります。トイレにつきましては、現在、市で維持管理しております公園等24施設に28か所設置しております。また、ベンチにつきましては、市内の公園・緑地、こども広場におおむね設置しております。

次に、樹木や花壇などの整備についてであります。樹木につきましては、公園・緑地等や、歩道を有する道路を築造する際、一定の整備を行っております。また、花壇につきましては、駅前広場や公園・緑地等で、ボランティアによる花植えを行っているほか、試行として実施しております道路アダプト制度による花植えも行われております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○4番(実川圭子君) 御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問させていただきます。

まず1点目のところ、順番にお伺いしたいと思いますけれども、市内の福祉サービス利用者や事業者への感染状況についてをお伺いします。

御努力をいただいている、クラスターの発生などもないような状況だと思います。市のホームページには、市の施設ですとか、あと委託事業者の感染の状況については公表がされていますけれども、民間の事業所については、特に市のホームページには公表してないと思います。実際には複数の事業所で感染があったと認識しておりますけれども、民間の事業所で感染が出た場合、市への報告というのはあるのでしょうか。市は、その

感染状況を把握をしているのか伺います。また、その公表についての考え方も伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市内の事業所で感染者が出た場合の情報の提供のあり方でございますけれども、各事業所からですね、従業員あるいはその利用者に陽性者が出たとき。さらにはですね、PCR検査を受けたというような疑いがあるときも含めて、市のほうに報告をしていただくようお願いしております。各事業所につきましては、そのお願いに基づきまして、連絡入っておりますけれども、介護事業所につきましては、さらに文書で事故報告書というものも後日提出されております。

なお、公表の基準でございますが、市の委託を受けて事業を実施している事業所、それから指定管理事業所もですね、指定管理者による事業所も含めてですけれども、そういった事業所については、従業員が陽性になった場合には、市の職員に準じて必要な情報を市のほうが公表しております。

それ以外の事業所につきましては、公表されるかどうか、公表につきましては、これ法人の判断によります。ただですね、そういった民間事業所におきましても、クラスターのような爆発的な感染が認められた場合には、これ公益性が高いものですから、市のほうで公表することになっております。ただしですね、このクラスターのような状況というのは、今のところ市内では発生していないというところでございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） しっかり対応して、市のほうもしっかり把握をしているということが分かりました。こういうことがいろいろわきになっていて、あそこで発生したらしい、ここではあるらしいみたいなことで、市民も不安が募ってしまいますので、クラスターなどになった場合には、公益性が高いということで、そのあたりは公表されていくということなので、ぜひ対応のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、PCR検査の実施についてですが、この件につきましては、これまでもほかの議員さんいろいろ質問されてるので、障害のほうと介護のほうと合わせて5施設が、PCR検査を受けたということが分かりました。

やはり私はこの事業者の方も、安心して対応ができるようにという、そういう安心材料としていただくためにも、このPCR検査というのが、もっと広める必要があるのかなというふうに思っているのですが、この都の補助事業もありますけれども、市のほうにつきましても、来年度もこの継続をして事業を続けていただけるのかどうか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） PCR検査につきましてはですね、国のほうの補正予算をベースに、私ども今年度の補正予算で、その補助事業というものを立ち上げました。来年度につきましては、まだ財源のほうが見込みが立っておりませんので、現段階では予定していないということでございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） この検査数が少ないということの一つが、やはり定期的に検査をしていかないと、1回検査して、そこで陰性だということだけでも余り意味がないので、定期的に検査ができるような体制ですとか、あとはもう検査が必要なときに、希望される方がいるときに、必ず検査ができるような体制に、来年度以降もぜひしていただきたいと思います。そこは、ぜひ御検討ください。

それから、この事業者への支援ということで、マスクや消毒薬の提供ですとか、こういったこともしていただいているようですが、実際に事業者の方にお伺ひしますと、ちょっと利用しにくいようなマスクが来て、棚にしまっただけとか、何かそういった話も聞きますので、ぜひニーズに合った支援が行き渡るようお願いしたいと思います。

また補正予算のほうでは、事業継続支援ですか、1事業当たり20万円という助成金を出していただきましたけども、こういったことが一番助かるというふうにおっしゃってましたので、事業所のほうも言っていましたので、ぜひニーズに合った支援を引き続きよろしくお話ししたいと思います。

では、2番目の在宅で介護する家族等が新型コロナウイルスに感染した場合の在宅要介護者受入事業ですか、これ今年度も補正予算がついて、体制を整えて、次年度も実施していくということだと思いますけれども、もう少しその整備状況と、それから実績についてお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 在宅要介護者受入事業でございますけれども、これは介護を要する方のその介護している御家族の方が陽性になった場合に、その介護を要する方を受け入れていく、こういう事業でございます。

現在ですね、市のほうでは、高齢者を受け入れていただく施設については2施設、それから障害者については1施設と契約をしているという状況でございます。さらに、その受け入れに当たっては、事前にPCR検査で陰性を証明して受け入れていただくということでございますけれども、そのためにですね、移動の支援とか、あるいはその付添いの支援も必要でございますので、介護タクシー事業者、それから訪問看護事業者、それぞれ1事業所と協力を得られるような体制を取っているということでございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） ケースによっては、そういう施設に入らずに、自宅での居宅介護ということですか、そういうことも支援の対象になるということはあるのかお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私ども基本的にはその施設に入っていて、その生活を維持すると、介護者が退院するまで生活を維持するというふうに考えておりますが、これはその対象者の状態像というのが、いろんなケースが考えられますので、場合によってはですね、数日、在宅での生活の支援ということが全くないとは言いきれない部分がございます。そういう意味では、先ほど申し上げました訪問看護事業所とも協議してまいりまして、ケース・バイ・ケースで対応していきたいというふうに考えております。

それから、先ほど答弁漏れが1つありましたが、実績でございますけれども、これまでのところ実績はないということでございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） いざというときに介護が必要な方も困らないように、また療養される御家族の方も安心して療養できるように、体制を整えていただけたということですので、引き続きこの件はよろしくお話ししたいと思います。

それから、3番目の介護が必要な陽性者が自宅療養になった場合の対応についてということで、この件は厚生労働省のほうから通知が2月5日に出たということで、入院の施設が逼迫している状況になったときに、陽性になった介護が必要な方が、入院できないようなときに、自宅や福祉施設でそのまま療養するようなことができるというか、そういうような通知だと思いますけれども、この件について、もう一度、内容についてお伺いしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 議員のお尋ねの国の通知というのは、「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」と題される、厚生労働省が令和3年2月5日に発出した通知でございます。在宅の要介護高齢者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合においてですね、通常ならば入院なんですけれども、やむを得ず入院ではなく自宅療養となった場合の注意点を示したものでございます。この通

知によりますと、居宅介護支援事業所あるいは地域包括支援センターは、保健所と相談した上で訪問系の介護サービスの必要性を検討することと。

それから、この訪問系の介護サービスを提供する場合には、訪問時間を限りなく短くし、直接ですね、その罹患した高齢者に接触する場合や、あるいは排せつ物の処理などの場合には、サージカルマスクですとかゴーグル、長袖ガウン等を着用すること。それから、療養上の必要性の観点から、看護師等の専門職の同行訪問による支援も行うことと――などということをご提案している内容でございます。

以上であります。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時49分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） ③の介護が必要な陽性者が自宅療養になった場合ということで、国のほうからも通知が出ていますけれども、これを事業所の方が対応するのは非常に困難だと私も思います。市長答弁にもありましたように、優先的に入院の必要があると思いますので、万が一、そのようなケースが出た場合にも、事業所だけでは対応できませんので、保健所とも最大限の調整を図っていただきたいと思います。こちらを要望したいと思います。

それでは、4点目の各種事業のコロナウイルス感染症の影響と課題ということなんですけれども、これまでいろいろ積み上げてきた訪問ですとか面接や見守り、あるいは通いの場など、社会参加を高齢者の方はどうするかというような場を、市民も一緒になってつくってきたと思いますけれども、それがコロナにより活動が、制限が出てきているという状況だと思います。

2回の緊急事態宣言を経て、社会参加が逆にいかに必要だったかということが分かったのかなと思うのと、新しい生活様式の中で、どのように社会参加の場をつくっていくかということ、市民もいろいろ工夫をしながら行っていると思います。ここに挙げました事業で、高齢者ほっと支援センターですとか、高齢者見守りぼっくすにつきましては、職員が、専門の方がつきまして事業継続についていろいろ工夫をしながら行っているということで、仕事として関わっている方はそういうことでできると思いますけれども、一方で、見守り・声かけ活動ですとか、ふれあいなごやかサロン活動というのは、市民の方のボランティアに支えられている活動だと思います。そういったところで、非常にボランティアという中で、活動を継続していくというのは困難なところもあると思いますけれども、そういったところのコロナに関する影響ですとか、あとは市としてどういった支援を行っているのか伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市民の自主グループ、コロナ禍における状況、それから市の支援でございますけれども、1回目の緊急事態宣言におきましては、こういった市民の自主グループの大半は活動を自粛しております。

しかしですね、2回目の緊急事態宣言下におきましては、例えば元気ゆうゆう体操などですね、屋外の活動につきましては、参加者同士の距離を十分保ちながら、実際には活動を継続しているというグループがあるというふうにご報告しております。

それから、室内活動におきましても、密を避けるために、例えば週ごとに参加者を割り振りまして、少人数

で活動を継続しているという、そういうところもあるというふうに伺っております。あるいはですね、そういった活動を休止したとしてもですね、各参加者の自宅のポストに、例えばですね、介護予防の留意事項を記載したプリントを配っている。そういったボランティアのリーダーの方も、いらっしゃるといふふうに伺っております。

なかなかですね、従来どおりの活動というのは難しいというふうな認識でございますけれども、感染防止策を講じながら創意工夫して活動を継続しているというのが、現段階での市民ボランティアの実情だろうというふうなことで認識しております。

市といたしましては、例えばこういった市民ボランティアの活動に対してですね、消毒液の配布ですとか、あるいは活動の再開に向けた注意事項を記載したチラシを配布いたしまして、再開に向けて円滑な回復を支援しているということでございます。

それから、もう一つ、衛生品の購入に役立てていただけるようにですね、その市民ボランティアの責任者に対しまして、元気ゆうゆうポイント事業の景品、これを交付いたしまして、今後の活動に役立てていただくと、こういう支援もしております。

以上であります。

○4番(実川圭子君) この対応は、様々していただいていると思っておりますけれども、実はその次の5番目のほうと関連するので先に行きたいと思っておりますけれども、こういった感染症ですとか、これから災害などもあるかもしれないですけども、そういったときにも頼りになる、平時でももちろん利用し、そして災害や感染症が広がったときにも頼りになるというようなことが、私は必要なのかなというふうに思っていて、⑤のほうにも関わるので先に行きたいと思っておりますけれども、一人暮らしの高齢者に対する生活上の支援の構築についてということで、国のほうも孤独・孤立対策室ですか——を設置して、その大臣も任命されたというようなことを聞いておりますけれども、単身世帯が増加する中で、どうやって非常時も、平時も、一人暮らしの方の生活を支えていくのかということ、非常に大きな課題だというふうに思います。

東大和市第8期介護保険事業計画の中にも、第8期の課題として、増加する一人暮らし高齢者に対する生活上の支援を構築する必要があるという記載があります。このことはコロナに関わらず大きな課題と考えますけれども、市としてはどのように構築をしていくのかということをお伺いします。

○福祉部副参事(石嶋洋平君) 一人暮らし高齢者に対する生活上の支援に関する具体的な取組についてであります。一人暮らし高齢者を含め、全ての高齢者を支える仕組みの地域包括ケアシステム推進事業の1つであります生活支援体制整備事業といたしまして、市内7つの地域に設置いたしました第2層協議体を活用してまいります。具体的には第2層協議体において、地域の課題や困りごとを抽出し、地域の中で個人が孤立しないような支援の仕組み等について検討のほうを進めてまいります。

また、相談支援体制の充実といたしまして、高齢者ほっと支援センターや、特に一人暮らしや高齢者のみ世帯を中心に見守りをさせていただいております。高齢者見守りぼっくすによる相談・支援、社会福祉協議会がコーディネートする「子ども・高齢者見守りネットワーク～大きな和～」による見守りなどの支援を引き続き実施してまいります。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今お答えいただきました、その第2層協議体ですとか、見守りぼっくすは先ほどありましたけれども、「～大きな和～」の活動ですとか、そういったところは今現在も進められているということで、

よろしいでしょうか。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 今現状におきましても、進めているという形の認識で大丈夫でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） ちょっとした、例えばごみを出すのにも、私がお聞きしたのは、お聞きした方は、大きなお盆のようなものをごみに出したいときに、少しく割れば小さくして出せるのが、もう袋に入らないほどちょっと大きなお盆だったので、これを捨てるのにどうしていいかわからないということをおっしゃっての方がいて、ちょっと手助けをしてくれる人がいれば、そんなこともできるとか、よく言われるのは電球を替えるのも、ちょっと頼みたいということもなかなか、わざわざ介護保険を使ってやるというほどでもないということのような、ちょっとした困りごとを地域で支えるということが、この生活上の支援の構築ということなのかなというふうに思うのですが、そういったことを第2層協議体の中でつくっていくというようなことの認識でよろしいでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありましたちょっとしたことというのは、昔であれば御近所ですとか、身内の方のお助けとかというところで、本当にちょっとしたところのものができたというのが、本来はそういったところができるような地域をつくっていくというのが、地域包括ケアシステムというふうなところになっていければ、一番理想かなというふうに思っております。そういったところで、御近所の希薄化ですとか、なかなかそういったところが難しいということで、先ほど担当副参事のほうからお話がありました第2層協議体の中で、そういったところで、地域の中でそういったところの対応ができるようなところを、今いろいろの検討はしているというところでございます。シルバー人材センターにおきましても、そういったちょっと金銭的なものがかかってしまうかもしれませんが、そういうサービス、電球の取り替えですとか、そういったところも実質的には事業としても立ち上がっているということも承知はしてございます。

そういったところ、今具体的な点というのは、まだ構築はできていないというところではございますが、本来ならばそういったところが、本当に地域の向こう三軒両隣の中で、そういったところができなければ、一番理想なのかなというふうに思っておりますが、そこら辺を目指しながらですね、どういった形でできるのかということも、場合によっては自治会ですとか、そういったところの活用ですとか、そういったところにもなり得る可能性もあるかと思っております。そういったところを今後、様々な方々と検討を加えながら構築してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。こういったことは、コロナの影響があっても進めていただきたいということで、質問の中に入れたんですけども、担い手がボランティアさんになるとなかなか、じゃこういう緊急時にはやはり自粛しておこうとか、そういったことにもなるのかなと思うのですが、先ほども言いましたけれども、何もなきも、また非常事態であっても、支えられる、支える、支え合えるというような体制にしていっていただきたいというふうに思います。これから、また中身についてはブラッシュアップしていくんだろうなというふうに思いますので、ぜひそういった日頃のつながりが、いざというときにも頼りになるというような体制づくりを望みまして、この項は終わりにしたいと思います。

では、次の散策ができるまちの整備についてということなんですが、こちらのほうは壇上でも述べましたように、市内を散策する方が非常に増えたということで、気持ちよく散策ができるようなということで、幾つかお伺いしたいと思います。範囲がかなり広がってしまうので、ポイントを絞ってお伺いしたいと思います。

東大和市のちょうど真ん中に新青梅街道がありまして、南のほうの部分は公園があったりとか、あるいはいろいろなお店などもあるので、休める場所ですとか、トイレなども点在してるかと思っておりますので、そちらのほうは今回はちょっと範囲に入れず、新青梅から北側、多摩湖の周辺や、空堀川沿いなどを散策してる方が増えてると思っておりますので、その中でも特に今回、整備が進んできた空堀川の旧河川も含めて、河川沿いの整備についてお伺いしたいと思います。

トイレに関しては、御答弁の中で公園に設置しているということでありましたけれども、空堀川沿いに隣接する公園はあるのか、またトイレなどの設置状況についてお伺いします。

○環境課長（下村和郎君） 空堀川沿いのトイレのある公園等といたしましては、芋窪5丁目の下立野林間こども広場がございます。また、空堀川から比較的近い場所といたしましては、蔵敷3丁目の芝中中央公園、こちらにトイレを設置している状況でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 林間こども広場というのは、かなり西のほうにあって、芝中中央公園も、まあ比較的近いといっても、川からはかなり離れてるのかなという私の印象なんですけれども、あと都市計画公園として東砂公園というのが、もう以前から私も質問をしている計画の公園があるんですけど、それについてはちょっと長くなるので今回は詳しくは触れませんが、そういった計画も進むと一つ解決になるのかなと思います。そちらのほうは、また別途よろしくお伺いしたいと思います。

トイレの問題につきましては、散策をしている方が、実は私はよく空堀川沿いを通るんですけども、時々、外でそのまま用を足している方がいらっしゃるんですね。このような状況を、市はどのように認識しているのかお伺いします。

また、川沿いには管理用通路のほかにも、ところどころ残地って呼ばれる空いてる場所があるんですけども、そのような場所にトイレを設置していくことで、衛生上も環境が保たれると思っておりますけれども、特に東のほうに向かって、そういった設置を考えていただけないかお伺いします。

○環境課長（下村和郎君） 空堀川沿いにつきましては、トイレのありました高木こども広場が廃止に至ったということで、トイレが余らないという現状は認識してございます。一方で、空堀川につきましては、管理用通路や隣接する残地も含めまして、河川区域ということで東京都が管理をしております。

トイレの設置につきましては、まず東京都の河川占用許可を得ることですとか、設置に伴います近隣の方の御理解を得ること、また設置のための費用ですとか、その後の維持管理と、こういった課題がございますので、現在のところは設置は難しいというふうに考えているところです。

以上です。

○4番（実川圭子君） 難しいとおっしゃらないで、ぜひ東京都とも協議をして進めていっていただきたいと思っておりますけれども、今は災害時にも使用できる、上水にも下水にも、電気も必要ないというような独立型のトイレなども開発されてますので、そのような災害時にも使えるというような利点も進めて、ぜひ協議を進めていっていただきたいと思っております。

次に、ベンチについてなんですけれども、空堀川沿いを歩いてる方も、ちょっとしたコンクリートの塀が崩れたような、端っこに座ってお休みになっていらっしゃる方がいたり、本当にちょっと座りたいなというところがなかなかないということで、ベンチの設置についても非常に声をいただいているところなんですけれども、他市では寄附を募って、寄附者の方の名前やメッセージが入っているようなベンチを設置しているというところ

るもあって、そういうふうになってると大切に使ってもらえるというふうなお話も聞きますけれども、そのような工夫をしながらベンチを設置するという、その工夫も含めてベンチを設置することについて御見解をお伺いします。

○環境課長（下村和郎君） 寄附をいただいて設置するというのは、他市にも事例があるというふうには認識しております。一方で、空堀川沿いの場合、先ほど申し上げましたように、場所が東京都の管理区域ということで、設置に関する調整の中です、ベンチの構造ですとか、設置後の維持管理、こういったものが求められてまいりますので、この辺、調整をしていかななくてはいけないというふうには考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 第二次東大和市緑の基本計画の中に、歩道及び自転車通行空間の整備・活用という項目があって、その中で河川管理用通路の活用という中に、「ベンチを設け水辺や生き物にふれあえる散策路となるよう東京都に要請していく」というような記述も見ました。このベンチを、東京都に要請していくということも計画に書かれてるようですので、ぜひそのあたりも含めて検討をしていただきたいと思います。

また、設置するだけでなく、管理の問題というのも、その後も出てくると思いますけれども、市が全部管理するとなると、またこれも非常に負担がかかりますので、こういったところは市民団体ですとか、ボランティアさんですとか、そういった方と協力を得ながら、設置だけでなく、その後の管理なども含めて、御協力いただけるような体制づくりも、私は必要なのかなというふうには思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の樹木や花壇などの整備についてというところに移ります。散策をしてる中でも、花が咲いていたりとか、樹木は花だけでなく、新緑も紅葉も、季節を感じ取ることができたりとか、また日陰をつくってくれたりとかいうことで、散策の楽しみや快適さを増してくれると思ひます。

先ほど言ひました第二次東大和市緑の基本計画には、特に重点取組として花木を活かしたネットワークの形成として、河川などへ桜を中心にした整備をしますということを掲げています。この間、空堀川沿いの桜の植樹については、東京都にも要望しているようにはお聞きしてはいますが、詳細をお伺ひします。

○環境課長（下村和郎君） 空堀川沿いの桜の関係でございますが、現在、空堀川の改修、進められておまして、この改修に伴ひまして旧河川がですね、緑地として、緑道として整備されている部分がございます。こちらに市の要望によりまして、現在までにコヒガンザクラが15本、植樹をされておます。また、東京都には様々な機会を通じまして、桜の植樹についてお願ひをしているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 15本、植えていただいたゾーンのことですけど、かなり距離が長いので、15本はまだまだかなというふうには思ひますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひします。

樹木のほかに花壇については、この間、緑のボランティアさんも非常に積極的に活動していただけてるかなと思ひます。公園や駅前なども花がたくさん植えられる様子が、まちの中でも目につくようになってきたかなというふうには思ひますので、花づくりについては来年度の予算の中でも、花づくりが楽しめる公園ということで予算も計上されてはいますが、これのことについては新たな公園を整備したりとか、どのような事業になるのかお伺ひします。

○環境課長（下村和郎君） 公園等での花植えにつきましては、特色ある公園づくりの取組の一つといたしまし

て、花づくりの楽しめる公園ということで、現在、駅前広場や公園、緑地等の約30か所で、緑のボランティアの方々に花植えをしていただいております。来年度につきましては、箇所とかの増加ということは、現在のところまだ考えていないところですが、市報やホームページで取組についてPRもさせていただいてまして、市民の方々には大変好評をいただいておりますので、取組として今後も充実をさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） これまでの活動を、充実させていくということのかなというふうに理解しました。

1点、子育てしやすいまちということですので、子供と一緒に花植えができたりとか、私は花を摘むことができる花壇というのが、ぜひ欲しいなと思うんですけども、なかなか花に親しむ、取っていい花と、いけない花がどういふのかなとか、雑草と花の違いとか、そういうのは本当に幼いときから自然との付き合いの中で身につく、大切な経験になるのかと思いますので、ぜひそのような親しみが持てる公園づくりをお願いしたいと思います。

あと1点、市長の御答弁にもありましたが、道路のアダプト制度ということで、花植えもされてきてると思いますが、この間の実績とその内容についてお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路アダプト制度についてでございますが、令和2年6月から試行としまして実施してございます。現在、登録団体は2団体ございまして、市民団体の方々に市役所通りの植樹ますの花植えと管理を、また南街地域の自治会の方々に地域内の道路清掃を、それぞれ実施していただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この制度は、本当に私もずっと進めていっていただきたいなと思った制度で、ようやく実施になってきたかなというふうにうれしく思いますけれども、その募集の内容を見たときに、5名以上の団体という条件がついてまして、道路の場合は安全を見守ったりとかということも必要なので、人数も必要のかなと思うのですが、ちょっと今、なかなかこの5人以上で花植えしましょうとか、新しくこの団体をつくるというふうな、ちょっと条件として厳しいのかなと思いますので、せめて3名以上、あるいは例えば道路ではなくて、今度、別の公園ですとか、ほかの花壇などにも広げていく場合には、個人でも参加できるような形で広げていっていただければなというふうに思います。これは要望として、伝えさせていただきたいと思います。

花づくりについては、外での活動ですので密にもなりません。この今のコロナの状況で、ひきこもりがちな方にも、ぜひ関わっていただくと、まちも明るく美しくなって、住環境もアップして、そういった手入れをする人が外に出ることで、そこでも地域で見守りや声かけに、自然な形でつながるということで、私は本当にいい活動になると思いますので、ぜひこの時期だからこそ、力を入れて進めていっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（中間建二君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

明日3月2日から5日及び8日から11日の10日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（中間建二君） これをもって、本日の会議を散会いたします。

午後 3時18分 散会